

令和7年第2回定例会

階上町議会会議録

令和7年 2月28日開会

令和7年 3月 7日閉会

階上町議会

令和7年第2回階上町議会定例会会議録目次

○第1号2月28日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	3
休会期間の決定	15
散会の宣告	15

○第2号3月4日（火曜日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
大下 修 君	19
熊谷 道雄君	30
小松 雅彦君	36
百目木和俊君	45
休会期間の決定	50
散会の宣告	50

○第 3 号 3 月 6 日（木曜日）

議事日程	5 1
本日の会議に付した事件	5 2
出席議員	5 2
欠席議員	5 2
説明のため出席した者の職氏名	5 2
職務のため出席した者の職氏名	5 3
開議の宣告	5 4
議案第 1 号議題、質疑、討論、採決	5 4
議案第 2 号議題、質疑、討論、採決	5 4
議案第 3 号議題、質疑、討論、採決	5 5
議案第 4 号議題、質疑、討論、採決	5 6
議案第 5 号議題、質疑、討論、採決	5 6
議案第 6 号議題、質疑、討論、採決	5 7
議案第 7 号議題、質疑、討論、採決	5 7
議案第 8 号議題、質疑、討論、採決	5 8
議案第 9 号議題、質疑、討論、採決	5 8
議案第 1 0 号議題、質疑、討論、採決	5 9
議案第 1 1 号議題、質疑、討論、採決	6 0
議案第 1 2 号議題、質疑、討論、採決	6 0
議案第 1 3 号議題、質疑、討論、採決	6 1
議案第 1 4 号議題、質疑、討論、採決	6 2
議案第 1 5 号議題、質疑、討論、採決	6 2
議案第 1 6 号、1 8 号一括議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第 1 7 号議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第 1 9 号議題、質疑、討論、採決	6 5
議案第 2 5 号議題、質疑、討論、採決	6 5
散会の宣告	6 7

○第 4 号 3 月 7 日（金曜日）

議事日程	6 8
本日の会議に付した事件	6 8
出席議員	6 8

欠席議員	6 9
説明のため出席した者の職氏名	6 9
職務のため出席した者の職氏名	6 9
開議の宣告	7 0
議案第 2 0 号議題、質疑、討論、採決	7 0
議案第 2 1 号、2 3 号一括議題、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 2 2 号議題、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 2 4 号議題、質疑、討論、採決	1 2 5
議会案第 1 号議題、採決	1 3 0
議会案第 2 号議題、採決	1 3 1
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	1 3 2
町長挨拶	1 3 2
閉会の宣告	1 3 3
署名議員	1 3 4

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和 7 年 2 月 28 日 (金曜日)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 1 号

令和 7 年 2 月 28 日午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	土 橋	美 加 佐	君	2 番	渡	部	高 明	君
3 番	中	島	孝 一	君	4 番	熊	谷 道 雄	君
5 番	小	坂	正 年	君	6 番	下	沢 育 男	君
7 番	大	下	修	君	8 番	小	松 雅 彦	君
9 番	上	道	二 三 男	君	10 番	森	榮 吉	君
11 番	林		貢	君	12 番	百 目 木	和 俊	君
13 番	大	江	和 夫	君	14 番	長	根 岩 夫	君

欠席議員（0 名）

説明のための出席者

町 長 荒 谷 憲 輝 君 副 町 長 澤 田 充 君

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産業振興課長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代表監査委員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

(開会及び開議 午前 10 時 00 分)

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、12 番百目木和俊君、13 番大江和夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 7 日までの 8 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 3 月 7 日までの 8 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、この際、議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件から、議案第 25 号 町道路線の認定についての件まで、25 件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。

本日ここに、令和 7 年第 2 回階上町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思います。

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例を整理するため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町犯罪被害者等支援条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じ、職員の給料月額並びに扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改め、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲を拡

大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給し、並びに
その他所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため
提案するものであります。

議案第 6 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、JET プログラム参加者の報酬額の見直しに準じ、所要の改正を行うため
提案するものであります。

議案第 7 号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、ご説
明申し上げます。

本案は、階上町奨学金貸与の対象となる要件を明確化するため提案するものであ
ります。

議案第 8 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要
の改正を行うため提案するものであります。

議案第 9 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案する
ものであります。

議案第 10 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、
ご説明申し上げます。

本案は、青森県国民健康保険運営方針に基づき、階上町国民健康保険税の資産割
額を廃止し、税率等を改正するため提案するものであります。

議案第 11 号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一
部改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第 12 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 13 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 14 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 15 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1,302 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 68 億 366 万 2 千円とするものです。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 8,087 万 5 千円等を減額し、地方交付税 1 億 106 万 5 千円、国庫支出金 3,167 万 7 千円、県支出金 1 億 7,345 万 6 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 2,819 万 8 千円、教育費 1,047 万 3 千円等を減額し、民生費 6,875 万 1 千円、農林水産業費 1 億 7,077 万 3 千円、消防費 1,906 万 4 千円、諸支出金 2,298 万 8 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、民生費に国の定める公定価格の増額に伴い子どものための教育・保育給付費として 8,231 万 4 千円、農林水産業費に農業者に対する農業施設整備に係る産地生産基盤パワーアップ事業交付金として 1 億 6,398 万 5 千円、土木費に国の令和 6 年度補正予算の増額に伴い耳ヶ吠・寺下線外舗装補修工事として 1,642 万円、消防費に国の令和 6 年度補正予算において創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した仮設トイレ及び運搬車両整備に係る経費として 2,019 万 9 千円等を計上するものであります。

次に第 2 表、繰越明許費であります。産地生産基盤パワーアップ事業などについて、令和 6 年度に事業完了が見込めないため、令和 7 年度に繰越しするものであります。

次に第 3 表、地方債補正であります。地方債の追加分及び既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 16 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 5,349 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 5,259 万 4 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 5,287 万円、繰入金 28 万 3 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 60 万 5 千円、保険給付費 5,246 万 5 千円等を追加するものであります。

議案第 17 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 3,908 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 730 万 9 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 1,086 万 7 千円、支払基金交付金 1,357 万 7 千円等を減額し、財産収入 24 万円を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費 4,425 万円、地域支援事業費 603 万 8 千円を減額し、総務費 46 万 7 千円、基金積立金 24 万 1 千円、予備費 1,049 万 7 千円を追加するものであります。

議案第 18 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 145 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,316 万 1 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 457 万 4 千円を減額し、保険料 312 万 4 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 5 万 9 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 139 万 1 千円を減額するものであります。

議案第 19 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の収益的収支予算における収入について 1 万 1 千円を増額し、累計予定額を 3 億 7,294 万 4 千円とし、支出について 177 万 8 千円を減額し、累計予定額を 2 億 9,423 万 3 千円とし、また、既定の資本的収支予算における収入について 1,231 万 5 千円を減額し、累計予定額を 2 億 4,812 万 1 千円とし、支出について 1,137 万 9 千円を減額し、累計予定額を 2 億 6,677 万 5 千円に補正するものであります。

主な補正内容につきましては、管渠建設工事等の建設改良費の減額及びそれに伴う企業債、国庫補助金等を減額補正するものであります。

次に、令和 7 年度当初予算編成に当たっての所信について申し述べさせていただきます。

今も続く、ウクライナや中東での紛争によるエネルギー価格の上昇、異常気象等による農林水産物の供給量の不安定化、円安による輸入品の高騰等を起因とする物価高騰などが国民生活を圧迫し、コロナ禍からの日本経済の回復に伴う生活改善の実感を妨げております。

令和 7 年度においては、物価高騰などが依然として続く状況が予見される中で、複雑化・多様化していく課題に対する、迅速かつ柔軟に対応する政策立案と実行力が、国や我々地方自治体に求められています。

これまで、全国の自治体においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略などを踏まえ、自主的・主体的に地方創生の取組を推進してまいりました。

しかし、少子高齢化による人口減少や首都圏への人口流出の流れを変えるまでには至っておらず、政府は令和 6 年 12 月に、地方創生 2.0 を掲げ、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創り、若者・女性にも選ばれる地方の構築を図っていく必要があるとし、地方こそ成長の主役との発想に基づき、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる対応策を講じることとしたところです。

このような国の動向を踏まえ、県においては、国の地方創生支援策を最大限活用し、安心して暮らせる生活環境や付加価値創出型の地方経済創出のための取組を加速・強化していくとしていることから、この方向性を受け、本町においても、従来の地方創生政策を強化し、より効果的な手法により、地域の発展を目指していく必要があります。

そのため、取組むべき手法の一つとして、デジタル技術を戦略的に導入・活用することが必要だと考えております。デジタルの力で人口減少による労働力不足を解決し、それをもって行政サービスの提供や地域での新たな付加価値を創造し、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

そして、地方創生支援策を含めた、国・県の人的財政的支援策を有効に活用するため、今後とも国・県の動向に注視しながら、事業展開を図ってまいります。

少子高齢化の加速化に伴う社会保障費や扶助費の増加、更には老朽化による公共施設の維持費の増加など、全国的にも地方財政は厳しさを増しておりますが、持続可能な町政運営に努め、「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を基本理念に、次の施策に重点を置き、予算編成を行いましたので、その主な施策についてご説明いたします。

1 つ目は、子育て支援の拡充と少子化対策に対する施策であります。

物価高騰等の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、令和 2 年度から継続実施しております小中学校の給食費完全無償化は、令和 7 年度も引き続き実施し、財源につきましては、町の単独費より支援します。

また、乳幼児や子ども医療費助成事業では、宝くじ収益交付金を活用しながら、これまでと同様に所得制限を設けず、高校生までの通院及び入院費の窓口負担分を助成します。

新たに、昨年 10 月から開始しました 0 歳から 2 歳児を対象とした保育料無償化事業及び 3 歳から 5 歳児を対象とした給食費助成事業については、県の交付金を活用しながら、継続して実施してまいります。

更に、昨年 6 月に改正された子ども・子育て支援法により、妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、これまでの出産・子育て応援給付に代わる妊婦のための支援給付や児童福祉法上で新たに創設された妊婦等包括相談支援事業などを効果的に組み合わせることで、総合的な支援を行います。

また、自分チャレンジ促進事業につきましては、これまでの制度を見直し、活用の利便性を向上させることにより、多くの検定試験に多くの児童生徒から挑戦していただける様な制度設計とし、中学生の補助上限額を各検定 1 千円から全検定で 5 千円に引上げ、新たに小学生の英語学習への意欲を高める機会となるよう、小学生の英語検定を対象とすることとしたものです。

なお、町の人口減少や若年層の定住などを目的として、令和 2 年度から 5 か年事業として継続して来ました移住・定住新築住宅支援事業については、多くの方々にご活用していただき、若年世帯や子育て世帯の転入者が一定程度以上あったことから、新たに居住誘導区域枠や子どもの人数枠を新設した移住・定住新築住宅支援事業を、令和 7 年度から更に 5 か年延長することとしております。

2 つ目は、公共施設の長寿命化推進と防災・減災対策に対する施策についてであります。

公共施設の長寿命化につきましては、階上町公共施設等総合管理計画等に基づき、長期的な視点に立ち、老朽化の度合いや利用頻度などを勘案し、総合的な判断に基づき、実施することとしております。

令和 7 年度においては、トイレ改修などの要望を以前よりいただいていた石鉢小学校改修事業については、施設の長寿命化のために実施する大規模改修事業と併せて実施することとしておりましたが、今般、耐力度調査結果を基にした改修事業を、令和 7 年度から 8 年度までの 2 か年度継続事業として実施します。

また、令和 5 年度から進めている第 5 分団屯所移転新築事業については、令和 7 年度は建設工事及び旧屯所解体工事を実施します。

そして、建築から約 50 年が経過した道仏集会所の整備事業については、令和 7 年度は測量設計委託、実施設計委託、用地買収及び用地造成工事を実施します。

このほか、令和 8 年度に開催される第 80 回国民スポーツ大会での選手村となる中央体育館の長寿命化及び大会運営の安全確保を図るため、外壁塗装工事並びに駐車場の舗装工事を行います。

更に、近年の夏季の猛暑対策及び熱中症予防のため、令和 6 年度から実施しているエアコン設置事業として、わっせ交流センター、道仏公民館、道仏交流センター及び金山沢水郷館にエアコンを設置し、施設の利用環境の向上を図ります。

3 つ目は、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた取組に対する施策であります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指し、各種システムの改修を実施します。

そして、階上町 DX 推進計画に基づき、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、行政情報発信のための自治体公式スーパーアプリケーションやマイナンバーカード認証によりデジタル通知を実現する郵送 DX アプリケーションを導入し、町民サービスの向上を図ります。

また、役場庁舎における証明書等の手数料支払について、キャッシュレス決済対応レジを導入し、支払方法の多様化に対応してまいります。

更に、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、令和 8 年度からコンビニエンスストア等での納付を開始するため、システムの改修を実施します。

4 つ目は、地域に根差した文化・スポーツの振興に対する施策であります。

図書館と民俗資料収集館の機能を併せ持つ社会教育複合施設整備事業について、令和 7 年度においては具体的な建物の仕様や建設費などを含む基本設計の策定を行います。

また、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会に補助し、令和 7 年度にリハーサル大会として開催する第 60 回全国都道府県対抗自転車競技大会と令和 8 年度に開催する第 80 回国民スポーツ大会の成功に向けての準備を推進し、一流選手の競技を間近で体験できる機会を町内の子ども達に提供し、未来に向けた糧としていただきたいと考えておりますので、町民一体となって応援いただけるよう、一層の啓発活動や環境整備に努めてまいります。

更に、中学校部活動地域移行事業については、検討委員会等の開催、部活動指導員配置及び部活動合同練習の実施により、事業推進を図ります。

そして、文化財保存事業については、7 つの郷土芸能団体が所有する保存館や用具等について、維持補修等を行えるよう 1 事業 50 万円を上限として事業費の 2 分の 1 を補助し、当町における郷土芸能の保護・継承を推進してまいります。

以上、令和 7 年度当初予算編成の 4 つの主な重点施策に加え、住民サービスの向上及びカスタマーハラスメント対策を目的とした電話設備への通話録音機能の導入や、高齢者の新型コロナワクチン接種費の助成について単価を見直した上で継続実施、新たな定期接種となる带状疱疹ワクチン接種の実施、大渡から石鉢小学校までの歩道整備事業の国の交付金スケジュールに合わせた進捗の加速化、鳥獣被害防止対策としての鳥獣被害防止電気柵設置や狩猟免許取得に対する新たな補助金の創設など、様々な施策を展開してまいります。

令和 7 年度は、町の最上位計画であります第 5 次総合振興計画後期計画の初年度となるため、後期計画に則り実効性のあるまちづくりを目指してまいります。

令和 7 年度当初予算においても、財政調整基金からの取崩しに頼らざるを得ない財政状況であります。次年度以降も健全な財政運営を行うため、現在作成を進めている第 7 次行財政改革大綱などによる事業の見直しを進めるほか、財政の健全化と予算の選択と集中を図ってまいります。

階上町の未来を担う子ども達はもちろん、全ての町民が自分らしく豊かな人生を送り活躍することができるよう、一人一人に優しく、安心して暮らせるまちづくりを目指し、階上町の更なる発展のため、国や県の事業に合わせた財源確保を行いながら積極的に各種事業に取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

それでは、議案第 20 号 令和 7 年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ 67 億 1 千万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと率で 13.9%、額で 8 億 2 千万円の増であります。

第 1 表、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

始めに、歳入であります、町税は前年度比 4.9%増の 10 億 2,879 万 2 千円を計上いたしました。

町民税について、令和 6 年度に実施した定額減税制度が終了することに伴い、約 4 千万円増額とするものでございます。

地方交付税は、国の地方財政計画を勘案した上で普通交付税を 21 億 700 万円、特別交付税を 1 億 3,300 万円とし、合わせて前年度比 2.8%増の 22 億 4 千万円を計上いたしました。

繰入金は、一般会計予算の不足分に充当するため、財政調整基金から 7 億 837 万 2 千円など、前年度比 11.9%増の 7 億 3,742 万 8 千円を計上いたしました。

町債は、道仏集会所整備事業債 3,570 万円、第 5 分団屯所移転新築事業債 6,440 万円、石鉢小学校改修事業債 3 億 2,380 万円など、合計で前年度比 90.6%増の 5 億 2,530 万円を起すものであります。

次に、歳出であります、総務費につきましては、総務管理費にデジタル・トランスフォーメーション推進事業費 1 億 1,669 万 3 千円、企画費に道仏集会所整備事業費 4,763 万 1 千円、地方創生費に移住・定住新築住宅支援事業費 3 千万円、子ども医療費給付事業費 2,684 万 3 千円等を計上しており、構成比 20.8%の 13 億 9,717 万 1 千円としております。

民生費につきましては、社会福祉費に自立支援給付費 3 億 672 万 6 千円、老人福祉費に後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 4,541 万 1 千円、児童福祉費に 0 歳から 2 歳児の保育料無償化補助金 2,963 万 8 千円、3 歳から 5 歳児の保育施設等給食費助成金 1,481 万円、児童手当費 2 億 3,037 万円、子どものための教育・保育給付費 5 億 5,949 万 4 千円等を計上しており、構成比 28.0%の 18 億 7,671 万 3 千円としております。

衛生費につきましては、保健衛生費に令和 7 年度から開始する带状疱疹ワクチン接種事業をはじめとする各種予防接種委託料 5,563 万 4 千円、住民検診委託料 2,065 万 7 千円等を計上しており、構成比 6.1%の 4 億 696 万円としております。

農林水産業費につきましては、農業費に、はしかみいちご煮祭りやはしかみ臥牛山まつりを開催するための経費として、はしかみ産業振興委員会補助金 915 万円、わっせ交流センターエアコン設置工事 551 万 8 千円、鳥獣被害防止対策事業費 134 万 6 千円、林業費に林道維持工事 1,184 万 4 千円、森林環境譲与税基金を充当して実施する林業振興事業費 816 万 3 千円、水産業費に階上アブラメブランド化推進事業費 352 万 7 千円等を計上しており、構成比 3.7%の 2 億 4,433 万 2 千円としております。

商工費につきましては、三陸復興国立公園管理委託料 900 万円等を計上しており、構成比 0.6%の 4,112 万円としております。

土木費につきましては、道路橋梁費に国スポ対応道路維持作業委託料 600 万円、第 2 次協働のまちづくり地区計画の対象路線の整備を含む道路維持工事 6,850 万円、都市計画費に下水道事業会計補助金 2 億 3,279 万 4 千円等を計上しており、構成比 10.0%の 6 億 7,065 万円としております。

消防費につきましては、第 5 分団屯所移転新築事業費 9,344 万 7 千円等を計上しており、構成比 1.9%の 1 億 2,877 万 7 千円としております。

教育費につきましては、教育総務費に赤保内小学校スクールバス及び道仏小学校スクールバス運行委託料 1,694 万 9 千円、部活動地域移行事業費 670 万 1 千円、特別支援教育支援員配置事業費 4,187 万 2 千円、石鉢小学校改修事業費 5 億 8,080 万 7 千円、階上小学校を閉校し赤保内小学校に統合するための学校統合事業費 142 万 1 千円、社会教育費に道仏公民館及び金山沢水郷館のエアコン設置工事 514 万 1 千円、社会教育複合施設整備事業に係る基本設計委託料 4,175 万 6 千円、保健体育費に道仏交流センターエアコン設置工事 114 万円、中央体育館外壁塗装工事 2,523 万 4 千円、中央体育館駐車場舗装工事 1,588 万 4 千円、青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会負担金 1,774 万 8 千円等を計上しており、構成比 19.3%の 12 億 9,741 万 8 千円としております。

公債費は、構成比 7.6%の 5 億 1,253 万 7 千円としております。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきまして性質別に分類しますと、義務的経費は前年度比 4.6%増の 27 億 1,197 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は 40%となります。

次に、投資的経費は前年度比 101.7%増の 10 億 7,022 万 7 千円となり、予算総額に占める割合は 16%となります。

次に、物件費や補助費等その他の経費は前年度比 5.8%増の 29 億 2,780 万円となり、予算総額に占める割合は、44%となります。

第 2 表、継続費は、石鉢小学校改修事業について 2 か年度計画で実施するものであります。

第 3 表、債務負担行為は、農村活性化センターの指定管理及び金山沢水郷館の指定管理を、令和 11 年度まで継続するためのものであります。

第 4 表、地方債は、道仏集会所整備事業債、第 5 分団屯所移転新築事業債、石鉢小学校改修事業債等、合わせて 5 億 2,530 万円を起こすものであります。

議案第 21 号 令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 7,072 万 3 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税 2 億 690 万円、県支出金 10 億 3,747 万 1 千円、繰入金 2 億 2,338 万 6 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,348 万 3 千円、保険給付費 10 億 2,565 万 4 千円、国民健康保険事業費納付金 4 億 180 万 9 千円、保健事業費 2,627 万 7 千円等を計上いたしました。

議案第 22 号 令和 7 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 9,370 万 6 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 3 億 826 万円、国庫支出金 3 億 2,981 万 2 千円、支払基金交付金 3 億 6,029 万円、県支出金 1 億 9,193 万 6 千円、繰入金 2 億 221 万 8 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,250 万 7 千円、保険給付費 12 億 9,760 万円、地域支援事業費 6,681 万 6 千円、予備費 1,593 万 9 千円等を計上いたしました。

議案第 23 号 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,426 万 1 千円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料に 1 億 737 万 3 千円、繰入金に 6,627 万 8 千円、諸収入に 1,060 万 8 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,476 万 9 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 5,598 万 7 千円、保健事業費 1,313 万 4 千円等を計上いたしました。

議案第 24 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、収益的収入の予定額を 2 億 4,122 万 4 千円、収益的支出の予定額を 3 億 1,460 万 2 千円、資本的収入の予定額を 2 億 5,697 万 7 千円、資本的支出の予定額を 2 億 5,767 万 5 千円とするものであります。

収益的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、営業収益に 4,383 万 6 千円、営業外収益に 1 億 9,738 万 8 千円を計上いたしました。

支出につきましては、営業費用に 2 億 8,554 万円、営業外費用に 2,706 万 2 千円等を計上いたしました。

資本的収入及び支出の主なものは、収入につきましては、企業債 6,870 万円、他会計補助金 1 億 2,392 万 6 千円等を計上いたしました。

支出につきましては、建設改良費に 1 億 3,150 万 1 千円、企業債償還金に 1 億 2,392 万 4 千円等を計上いたしました。

また、債務負担行為、企業債、一時借入金等について、それぞれ定めるものであります。

議案第 25 号 町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

本案は、町道の路線を認定するため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。〔町長降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 1 日から 3 月 3 日までの 3 日間は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3 月 1 日から 3 月 3 日までの 3 日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月4日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時03分)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和 7 年 3 月 4 日 (火曜日)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 7 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 大下 修 君 (1) 衆議院選挙と投票率向上について
(2) 固定資産税と不動産鑑定について-その 2
- 4 番 熊谷 道雄君 (1) 空き家率と空き家バンクの活用状況について
(2) 地域おこし協力隊の現状等について
- 8 番 小松 雅彦君 (1) 階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本設計
(案) について
- 12 番 百目木和俊君 (1) 資材高騰による第一次産業への対策・支援につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (14 名)

1 番 土 橋 美 加 佐 君	2 番 渡 部 高 明 君
3 番 中 島 孝 一 君	4 番 熊 谷 道 雄 君
5 番 小 坂 正 年 君	6 番 下 沢 育 男 君
7 番 大 下 修 君	8 番 小 松 雅 彦 君
9 番 上 道 二 三 男 君	10 番 森 榮 吉 君
11 番 林 貢 君	12 番 百 目 木 和 俊 君
13 番 大 江 和 夫 君	14 番 長 根 岩 夫 君

欠席議員 (0 名)

説明のための出席者

町 長 荒 谷 憲 輝 君	副 町 長 澤 田 充 君
	総 務 課 長
教 育 長 濱 浦 幸 夫 君	選挙管理委員 地 代 所 誠 君 会 事 務 局 長
総合政策課長 茨 島 俊 行 君	税 務 課 長 大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長 上 厚 子 君	すこやか健康 平 戸 由 紀 子 君 課 長
介護福祉課長 古 川 明 美 君	産業振興課長 西 山 圭 一 君
建 設 課 長 小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長 中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者 濱 浦 孝 子 君	代表監査委員 境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君	庶 務 G L 野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査 花 生 智 紀 君	

◎開議の宣告

（開会及び開議 午前 10 時 00 分）

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎一般質問

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。
順次質問を許します。7 番、大下修君の質問を許します。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

おはようございます。7 番、大下修です。よろしくお願い申し上げます。本定例会でも一般質問をさせていただくことに感謝申し上げます。

昨年 12 月議会の議案審議、衆議院選挙の質問を残念ながら受付けていただけませんでしたので、改めて一般質問の時間を削って質問させていただきます。

始めに、衆議院選挙と投票率向上について伺います。

昨年 10 月の衆議院選挙の専決処分した投票管理者報酬 15 万 3,600 円の支出先は役場職員です。役場職員、会計年度任用職員には、時間外勤務手当合計 498 万 7 千円が支払われています。これには投票管理者報酬が含まれていません。投票管理者報酬を職員にどのように支払っているのかを伺います。

昨年の衆議院選挙では、常日頃行っている防災無線での選挙及び投票日、投票の呼びかけアナウンスを実施されていません。防災無線による衆議院選挙の案内や投票のアナウンスを実施しなかった理由を伺います。

令和3年の衆議院選挙の投票率は、県内下位から10番目の51.14%。3年後の令和6年、昨年の衆議院選挙の投票率は48.12%で、令和3年の選挙から3%減少。青森県内下位から4番目で、三戸郡内、八戸市、おいらせ町を含む広域のスクラム8で一番低い投票率です。令和4年から石鉢ふれあい交流館の期日前投票の投票期間を削減しました。令和3年と令和6年の石鉢ふれあい交流館での期日前投票の投票率を伺います。

また、町の低投票率の分析と今後の対応について伺います。

次に、固定資産税と不動産鑑定について伺います。

町が借りているハートフルプラザ・はしかみの建物の土地を、令和2年に3,384万円で取得しました。この土地の不動産鑑定評価額は6,500円/㎡。3か月後に意見書価格なるものが出現し6,800円/㎡が示され、この価格に面積を乗じて土地を取得しました。同じ不動産鑑定業者が鑑定した評価額と意見書価格の違いについて、ご説明をお願いします。

また、ハートフルプラザ・はしかみの土地を意見書価格で取得した理由を伺います。

現在、役場やハートフルプラザ・はしかみのある建物以外の敷地は借地です。借地の課税対象の地目と評価額を伺います。

次に、小舟渡集会所の土地の取得に対して地目の現状を畑（宅地見込地）を伺ったところ、「宅地見込地とは、その土地が将来的に宅地として利用可能である場合に、市場で期待される価値を見込んで評価するものである」との答弁でした。

要するに、市街化区域の農地などの宅地並評価の理解でよろしいでしょうか。小舟渡集会所付近は、宅地見込地なのでしょうか。宅地見込地の範囲を伺います。

並びに、不動産鑑定評価前の小舟渡集会所及び付近の登記地目、田・畑の課税地目と評価額を伺います。

町内に小舟渡集会所以外に宅地見込地、宅地並評価の土地があるのかを伺います。

旧大蛇小学校の不動産鑑定価格1,330円/㎡が固定資産税評価額の5,750円/㎡。また、旧小舟渡小学校の不動産鑑定価格1,680円/㎡が固定資産税評価額の5,900円/㎡と異なる価格の見解を伺ったところ「どちらの価格も目的に応じて適正」との答弁でした。

旧大蛇・小舟渡小学校の不動産鑑定は売買参考のため、ハートフルプラザ・はしかみ及び小舟渡集会所の不動産鑑定は公共用地取得の参考のため、課税目的の適正な地価を求めるための３つの目的の違いについて、説明をお願いします。

要するに、売買目的と公共用地取得目的と課税目的の土地の価値に差があって当然の意味でしょうか。公共用地の売りと買いでは土地の価値が違うということでしょうか。旧大蛇・小舟渡小学校付近の課税評価額と不動産鑑定評価額の価格差の違いをご説明願います。

今年の７月、旧大蛇小学校が無償譲渡されます。旧大蛇小学校の不動産を取得した会社に課せられる税の種類と税額及び税の納付先を伺います。

町は、旧大蛇・小舟渡小学校の土地を譲渡した会社に、課税評価額又は不動産鑑定した鑑定評価額のどちらで納税通知書を送付するのか伺います。

公平・公正で適正な課税のために、３年毎に行っている業務の中で、令和４年度に２,１６７万円で固定資産土地評価業務委託を行っております。この事業の目的と成果を伺います。

田・畑・林地・原野など宅地以外の地目の単価が、昭和６３年から又はそれ以前から変わっていない事例があります。現状の地目が変わっているのに納税通知書の地目も税額も昭和６３年から同じです。なおかつ、適正な時価を求めるために不動産鑑定を３年毎に行っているのに、昭和６３年から３７年以上課税地目も納税額も変わらない理由を伺います。

当町でも太陽光発電が盛んに行われました。ほとんどが山林を伐採してソーラーパネル設置であるかと思います。ソーラーパネル設置による償却資産総額の件数を、令和４年度、５年度の実績で伺います。

ソーラーパネル設置前と設置後の地目と面積並びに地目変更による固定資産税の増減額を、令和４年度と５年度の実績で伺います。

次に、保安林と税の関係と町にある保安林の件数と面積を伺います。

保安林以外に、例えば官公林など租税対象でない軽減処置対象の土地の有無と面積を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁によっては重複する答弁もあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。〔大下議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

おはようございます。それでは、大下議員のご質問にお答えします。

1 つ目の衆議院選挙と投票率についての件ですが、議員ご案内のとおり、近年、投票率については選挙の種別にもよりますが、年々低下傾向にあり、昨年の衆議院議員総選挙においては全国的にその傾向が顕著であり、戦後 3 番目の低さであったと認識しております。

満 18 歳以上の日本国民は、選挙で投票することによって政治に参加する権利が保障されています。投票するということは、社会に自分の意見を表明する、伝える大切な権利であるということを、特に若年層の方々に伝えていかなければならないと考えさせられる選挙結果でありました。

それでは、1 点目の投票管理者報酬の支払方法についての件ですが、選挙事務に従事した職員の個人ごとの時間外勤務手当を算出し、その後、投票管理者として選任された職員の時間外勤務手当から投票管理者報酬 1 万 2,800 円を差引き、報酬として予算計上している投票管理者報酬から同額を支給することで、各個人の時間外労働に対する対価を保障するとともに、他従事者との時間外勤務手当の均衡を図っているものであります。

1 点目については、町職員のことでありましたので私から答弁させていただきましたが、2 点目以降につきましては、選挙管理委員会が所管しておりますので後ほど選挙管理委員会事務局長より答弁させます。

次に、固定資産税と不動産鑑定について—その 2 の件についてであります。まず 1 点目のハートフルプラザ・はしかみの不動産鑑定業者が鑑定した評価額と意見書価格の違いについてと、意見書価格で取得した理由につきましては、議員ご案内のとおり、指定避難所であるハートフルプラザ・はしかみの建物用地並びに建物正面及び町民体育館側の駐車場用地について、建物と一体として利用する敷地 6,420 m²の購入を目的として、令和 2 年 4 月 1 日にハートフルプラザ・はしかみ土地鑑定業務委託契約を業者と締結いたしました。

その後、4 月 21 日に業者から納品された鑑定評価書によりますと、地目について登記簿上は雑種地ですが、現況は宅地であるため宅地として評価することとし、評価方式の適用について、原価法は既成宅地地域内の更地で適用できないこと、収益還元法については賃貸市場未成熟のため適用困難であることから、評価方法は取引事例比較法のほか、対象不動産は広大地のため開発法も適用して比準価格及び開発法による価格を求め、これを調整した上で青森県地価調査基準地価格との規準によ

り求めた価格との均衡を検討して、対象不動産の鑑定評価額を決定することとされたものであります。

適用に当たっては、まず、近隣地域における標準的な画地を選定の上、当該標準画地比準価格を査定し、次いで対象不動産の個別的要因格差を判定の上、比準価格を試算することとされております。

まず、近隣地域の標準画地を選定し、同一需給圏内の類似地域において収集した取引事例との比較検討により、必要に応じて事情補正、時点修正等を施し、標準画地比準価格が査定されております。

この標準画地と対象不動産との個別的価格形成要因を比較検討し、個別的要因格差修正率を求め、比準価格を1㎡当たり6,530円として試算されたものであります。

この比準価格は、実際に市場で生起した適切な取引事例から試算されたもので、不動産市場の動向を反映した実証的な価格とされております。

また、個別的要因格差修正率の判定においても、公共施設用地であることも考慮した画地規模、奥行補正等を行っており、妥当であるとされております。

次に、開発法による価格については、対象不動産を造成、分割後の想定更地価格から通常の造成費相当額等を控除し、熟成度修正を行い試算価格を1㎡当たり3,780円と試算されました。

この開発法による価格は、対象不動産を開発し更地分譲することを想定した宅地開発業者の投資採算性を反映した価格で、近隣地域の特性に準拠した開発を想定しているものの、開発計画の内容により結果が左右され、比準価格に比べて規範性が劣るとされております。

比準価格と開発法による価格を総合的に勘案し、経済情勢、本町における不動産市場の動向、近隣地域の将来の動向並びに単価と総額との関連の適否等を再考慮した結果、比準価格は適正と判断されたため、当該価格を重視し、更地開発ではなくハートフルプラザ・はしかみの用地取得のためであることから、開発法による価格は参考にとどめることとされております。

更に、類似地域内の青森県地価調査基準地との規準価格は1㎡当たり6,380円と試算されましたが、この青森県地価調査基準地価格との均衡も考慮し、比準価格6,530円を重視した結果、鑑定評価額は1㎡当たり6,500円となり、合計4,173万円と算定されたものであります。

この不動産鑑定結果を基に、地権者との話し合いをする中で、地権者から「売買面積を縮小したい」との意向があり、駐車場を除く建物部分のみの敷地を売買することとして交渉が進んだため、当初の売買面積6,420㎡から4,976.56㎡に変更することで合意に至ったものであります。

そのため、不動産鑑定評価を依頼した当初の面積や形状といった画地条件が大きく変更になることから、不動産鑑定の対象不動産の比準価格の試算に用いられる個別的格差修正率に影響を及ぼすことになるため、再度土地の評価額を算定する必要が生じたものであります。

その際、すでに不動産鑑定済みである土地の再評価でありましたので、令和 2 年 4 月 21 日付け発行の不動産鑑定評価書を基に格差修正率の見直し等で効率的に再算定ができることから、新たに不動産鑑定を実施せず不動産評価意見書の作成を業者に依頼することとし、令和 2 年 7 月 1 日に不動産評価意見書作成業務委託契約を締結したものであり、令和 2 年 7 月 14 日には完成品である意見書が納品されておりますが、不動産鑑定評価書と意見書を比較しますと、対象不動産の比準価格の試算の個別的要因格差修正率の画地条件のうち、形状、奥行き、角地で減額率が補正され、地籍 4,976.56 ㎡で意見書の価格は 1 ㎡当たり 6,800 円となりましたので、合計 3,384 万円と算定されたものであります。

次に、2 点目のハートフルプラザ・はしかみのある建物以外の敷地の課税対象の地目と評価額についてであります。個人が所有する不動産に係る情報であり、令和 6 年 9 月議会定例会の大下議員の一般質問において答弁いたしましたとおり、現状地目や評価額のような個別の納税者に関する情報は地方税法上の守秘義務により公開することは許されておりませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

3 点目の市街化区域の農地などの宅地並評価についての件につきましては、本町の都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域でございます。

議員ご質問の市街化区域の農地などの宅地並課税は、都市計画区域内の市街化区域内の農地を固定資産税の課税上、宅地と同等に課税する制度であると認識しており、本町は市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域であることから、この制度の適用対象ではありません。そのため、小舟渡集会所の土地についても宅地並課税の考え方は適用されないこととなります。

次に、小舟渡集会所付近は宅地見込地なのかの件についてであります。小舟渡集会所の不動産鑑定評価は当該土地単体の価値を評価したものであり、不動産鑑定士が将来的な宅地利用の可能性を考慮し、宅地見込地として評価しました。

しかし、この評価は個別の土地に対するものであり、小舟渡集会所周辺の土地全体が宅地見込地と評価されたわけではありません。

また、宅地見込地の範囲につきましては一律に定められるものではなく、個別の不動産鑑定評価に基づき判断されます。

4 点目の不動産鑑定評価前の小舟渡集会所の登記地目と評価額及び小舟渡集会所付近の登記地目が、田、畑の課税地目と評価額についてであります。評価前の小舟渡集会所の登記地目は田であり、隣接する土地の登記地目でお答えすると全て田でございます。

なお、課税地目と評価額につきましては先ほどの答弁と同様、地方税法上の規定により答弁を差し控えさせていただきます。

5 点目の小舟渡集会所以外に宅地見込地、宅地並評価の土地があるかの件につきましては、まず、本町で公共用地を取得する際、ハートフルプラザ・はしかみのようにもともと宅地として利用されている場合を除き、多くのケースでは宅地見込地として評価されることが一般的であります。

この宅地見込地に該当する土地としては、小舟渡集会所以外では町消防団第 5 分団の屯所用地、道仏交流センターの駐車場用地、大蛇三地区の集会所用地、そしてハマの駅あるでい～ばの用地などがございます。

一方で、先ほど述べたとおり、本町は市街化区域と市街化調整区域の区分のない都市計画区域であるため、宅地並課税の適用対象でないことから、本町には宅地並課税が適用される土地はございません。

次に、6 点目の不動産鑑定の目的の違いについての件であります。12 月議会定例会の大下議員の一般質問において答弁させていただいた内容と重複する部分がございますが、不動産の評価額はその目的によって算定基準が異なります。

まず、売買の参考とする場合は実際の市場取引を想定し、需給バランスや近隣の取引事例をもとに評価を行うものであります。

次に、公共用地取得の参考とする場合は、公共事業で適正な価格で取得することを目的としており、具体的な利用計画を考慮しながら基準を踏まえた評価が行われるものでもあります。

そして、適正な地価の算出は固定資産税の課税標準額を決めるために行うもので、国が定める固定資産評価基準に基づいて算定されるものであります。

このように、評価の目的が異なる場合にはそれぞれ算定基準や評価額も変わります。そのため、同じ地域の土地であっても評価額に差が出ることは制度上、当然の結果であると理解しております。

次に、公共用地の売却と取得における土地の価値の違いについての件であります。行政が公共用地を取得する場合、公共の利益を最優先に考え、適正な補償額を算定する必要があるため、単に現在の地価だけではなく、今後の利用計画や土地の公共的な価値を考慮して評価が行われます。一方で、公共用地を売却する場合は、

時価を基準としながらも売却条件や土地の利用制限などが考慮されるため、評価額に違いが生じることがあります。

このように、公共用地の買入と売却では目的や条件が異なるため、評価額にも差が出ることをご理解いただければと思います。

7 点目の旧大蛇・小舟渡小学校付近の課税評価額と不動産鑑定評価額の価格差についての件についてであります。この違いについては 3 つの観点からご説明いたします。

まず、1 つ目は目的の違いであります。固定資産税の課税標準額は、自治体が公平に課税を行うための基準として設定される価格であります。一方、不動産鑑定評価額は、売買や担保設定など経済取引における市場価値を示すものであります。

2 つ目の算定方法の違いであります。課税標準額は総務省が定める全国統一の基準に基づき、画一的な方法で算定されるものであります。具体的には、土地については路線価方式や標準宅地比準方式などを用いて計算されます。一方で、不動産鑑定評価額は不動産鑑定士が個々の物件について、立地条件や建物の状態、周辺環境、将来性などを総合的に判断し算出するものであります。

3 つ目は、評価のタイミングの違いであります。課税標準額は 3 年に一度の評価替えが基本であり、その間は原則として変更されません。一方、不動産鑑定評価額は依頼を受けた時点の市場状況を反映して算出されるため、対象資産に対する最新の価格となるものであります。

このように、課税評価額と不動産鑑定評価額はそれぞれ異なる目的や算定方法によって決められるため、結果として価格に差が生じることが一般的であります。

次に、8 点目の旧大蛇小学校の不動産を取得した会社に課せられる税の種類と税額、税の納付先についてであります。国税では法人税等が考えられます。県税では法人県民税、不動産取得税等、町税では法人町民税と固定資産税が課せられると考えます。

それぞれの税に係る納付先につきましては、国税である法人税等は国に、県税である法人県民税、不動産取得税等は県に、町税である法人町民税と固定資産税は町に納付することとなります。

税額につきましては、先ほど來說明しておりますとおり、地方税法の規定により答弁を控えさせていただきます。

9 点目の町は旧大蛇小学校・旧小舟渡小学校の土地を譲渡した会社に譲渡後、課税評価額又は不動産鑑定した鑑定評価額のどちらで納税通知書を送付するのかにつきましては、先ほど不動産鑑定の目的についてご説明したとおり、固定資産税は、

固定資産課税目的用に評価を委託した不動産鑑定評価額に基づき納税通知がされます。

次に、固定資産土地評価業務委託の事業の目的と成果についてであります。国の固定資産評価基準に基づき、固定資産税の適正な課税のために 3 年に一度、固定資産の価格を見直す評価替えがありますが、その評価替えに向けて行う事業であります。

固定資産評価基準とは、固定資産税の課税標準となる固定資産の価格を求めるために必要な評価の基準及びその実施方法等を定めており、全国の市町村において同様の方法でこの評価基準に基づき固定資産の評価をしているところです。

例えば、令和 6 年度が評価替えの年ではありますが、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて用途地区、状況類似地域、標準宅地、価格形成要因等の評価内容の見直しを行い、路線価等の評価データの更新及び評価図、評価の背景となる資料の整備など、評価替えに適用する路線価の算定を行うことを目的としております。

議員お示しの令和 4 年度 2,167 万円の固定資産土地評価業務委託は令和 6 年度の評価替えに向けての 2 年目であり、現況図加除修正や画地認定図作成など、通年の委託内容に加えて宅地等の状況や道路の状況を把握するため、町内全域の航空写真撮影を行っているものでございます。

なお、固定資産の現況把握については、平成 5 年 6 月 22 日付けで国から航空写真の活用を推進するよう通知がされております。

これらは、宅地評価において精度の高い評価資料の整備をし、課税の適正化を図る目的から、専門性の高い民間業者に委託し、土地の形状や街路の状況などを把握することにより適正な評価につながる大きな成果であると考えます。

次に、田、畑、山林、原野など宅地以外の地目の単価が現状の地目が変わっているのに、納税通知書の地目と税額も昭和 63 年から変わらない理由についてですが、議員ご案内のとおり、これらの地目についても 3 年毎の評価替えに向けて不動産鑑定士による鑑定評価をしております。

それにより、不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく単価と現在算定基礎としている単価との比較をしております。不動産鑑定士の評価は売買実例価額から適正な時価に基づいて評価されます。

町内の田畑、山林、原野、雑種地の固定資産税額は、売買実例価額を参考に評価された鑑定評価額から算定した単価よりも、現在算定基礎としている単価の方がより安価であることから、納税義務者の税負担を考慮し、現在算定基礎としている単価を用いた計算で賦課をしているところです。

続いて地目変更の件であります。本来、土地の所有者等は土地の地目等の変更があったときは、その変更があった日から 1 か月以内に変更の登記を行わなければならない旨、不動産登記法第 37 条に明示されており、土地の所有者等により法務局で地目変更の登記が行われた場合、町は法務局からの通知を受けて課税地目の変更を行います。

また、国の固定資産評価基準には、土地の地目認定については当該土地の現況及び利用目的に重点を置く旨記載されております。

町では、固定資産の現況把握について航空写真を活用しておりますが、納税義務者から、ご自身が所有、管理している土地の課税地目の見直し依頼があった際はく 10 分前＞現地調査を行い、現地の状況によって、より適切な課税地目に変更しているところであります。

次に、12 点目の本町におけるソーラーパネル設置による令和 4 年度及び令和 5 年度の償却資産総額と件数についてであります。令和 4 年度の件数は 135 件、課税総額は 3,395 万 7,787 円、令和 5 年度の件数は 155 件、課税総額は 3,700 万 9,941 円となります。

次に、令和 4 年度及び令和 5 年度におけるソーラーパネル設置前と設置後の地目と面積についてであります。ソーラーパネル設置前の登記地目につきましては、田、畑、山林、原野、雑種地が主な地目で設置後の登記地目は雑種地となります。設置前と設置後の面積につきましては、変更はございません。

また、ソーラーパネル設置に係る地目変更による固定資産税の令和 4 年度及び令和 5 年度における増減額についてであります。令和 3 年 1 月 2 日から令和 4 年 1 月 1 日の基準日までにソーラーパネルを新規に設置し、土地の地目変更をしたもので、令和 4 年度に賦課されたものについては、設置前の固定資産税は 8,758 円、設置後は 37 万 5,553 円で、36 万 6,795 円の増額。令和 4 年 1 月 2 日から令和 5 年 1 月 1 日の基準日までに新規に設置し、土地の地目変更をしたもので、令和 5 年度に賦課されたものについては、設置前の固定資産税は 1 万 1,249 円、設置後は、20 万 335 円で、18 万 9,087 円の増額となりました。

次に、保安林に関する件についてであります。保安林は私達の暮らしを守る重要な役割を果たしている森林を国や県が保安林と指定し、伐採を制限したり、期待される働きを維持できるよう行政上の必要な管理が行われている森林で、その目的によって色々な種類と役割があり、その種類は全部で 17 種類とされており、町内には 4 種類の保安林が指定されています。指定されている筆数の合計は 363 筆、面積は約 2,557ha になります。

保安林と税の関係につきましては、地方税法第 348 条第 2 項第 7 号により、保安林に係る土地について、固定資産税を課することができないこととされております。

次に、保安林以外に固定資産税を課することができない土地に関しましては、同じく地方税法第 348 条第 2 項において定められております。その中で、本町には公共施設用地、境内建物及び境内地、墓地、公共の用に供する道路や水道用地、また、公共の用に供する用悪水路、ため池、井溝等が存在します。

保安林以外で、固定資産税が課せられていない土地の面積は約 668 万㎡となります。

また、軽減措置対象の土地についてであります。住宅用地に対する固定資産税関連の軽減措置があり、こちらも地方税法第 349 条の 3 の 2 に定められております。

200 ㎡以下の小規模住宅用地の課税標準額につきましては価格の 6 分の 1 の額、小規模住宅用地以外の一般住宅用地の課税標準額につきましては、価格の 3 分の 1 の額とする特例措置がございます。

令和 6 年度においての当該住宅用地は、約 258 万㎡となっております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○選挙管理委員会事務局長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、選挙管理委員会事務局長、地代所誠君。

○選挙管理委員会事務局長（地代所誠君） はい。〔選挙管理委員会事務局長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、先般実施されました衆議院議員総選挙等のご質問について、お答えをさせていただきます。

始めに、2 点目の衆議院議員選挙の案内や投票のアナウンスを実施しなかった理由についてでございますが、近年、選挙関係の防災無線の放送に対しまして「災害でもないのにどうして防災無線で選挙の放送するのか。取りやめるよう検討してほしい」などのご意見が複数回寄せられておまして、町選挙管理委員会としましても、検証してみる必要があると、考えていたところでございます。

周知について、町ホームページや広報誌への掲載、入場券の送付や選挙広報の配布などについては、通常、全ての選挙で実施しているところでございますが、今回の衆議院議員総選挙のような国政選挙や県知事選挙などの広域的な選挙におきまし

ては、公示日から投票日までテレビやラジオなどの全てのメディアにより、通常のニュース番組に始まり選挙特番まで、多くの番組で連日選挙の報道がなされており、町の防災無線や広報車による広報を実施しなくても十分なメディアの効果が得られているのではないかと考え、今回、令和 6 年 10 月 14 日開催の町選挙管理委員会において、試験的に防災無線及び広報車によるアナウンスを行わないことと決定したものでございます。

今回の本町の投票率につきましては 48.12%となっており、議員ご案内のとおり、令和 3 年に実施した衆議院議員総選挙に比べ、＜時間を知らせる音＞投票率が 3.02 ポイントの減少となっているところでございます。

しかし、投票率の低下については全国的な傾向もあり、全国では 2.08 ポイント、県では 1.32 ポイントの減少となっているところでございます。

また、本町と類似する県内の自治体で防災無線による放送を、選挙期間中、毎日実施した自治体がありましたので、参考までに申し上げますと、3.06 ポイントの減少となっていることなどから、防災無線等のアナウンスの有無による直接的な投票率への影響は、今回の選挙では少なかったものと考えているところでございますが、県議会議員選挙や町の選挙など地域が限定される選挙につきましては、従前のとおり広報する必要があると、考えているところでございます。

○議長（長根岩夫君） 事務局長に申し上げます。発言時間の制限を超えておりますので、答弁を中止するようにお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（地代所誠君） 以上で終わります。
〔選挙管理委員会事務局長着席〕

○議長（長根岩夫君） 制限時間を超えておりますので、以上で 7 番、大下修君の質問を終わります。

次に 4 番、熊谷道雄君の質問を許します。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） 4 番、熊谷道雄です。〔熊谷議員登壇〕

4 番、熊谷道雄です。一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。私の方から、2 件質問させていただきます。

まず、1 つ目です。空き家問題についてお伺いいたします。

最近、新聞の記事を読んで、空き家問題について改めて考えさせられました。記事には、「いつもの道から少し入ると、足跡も雪かきの跡もない家が目につく。恐らく空き家だろう。雪が降り積もることで、人の暮らしが途絶えていることがよく分かる。こうした空き家が全国に約 900 万戸あり、30 年前の 2 倍に増えている。特に、放置された空き家が増え、治安の悪化や火災のリスク、衛生環境の悪化など、様々な課題が深刻化している」と書かれてありました。

実は、私の家のすぐ裏も数年前から誰も住んでいない空き家があります。庭は荒れ放題で障子も破れてボロボロの状態です。景観はもちろん悪いのですが、犯罪に利用されたり、火災の原因になったりしないか、とても不安に感じております。

空き家問題とは、このように全国的に増え続ける空き家が、私たちの生活環境に様々な影響を及ぼしていることを指します。一般的に空き家とは、「長期間にわたって人が住んでおらず、使用されていない建物やその敷地」を指し、国や地方自治体が所有・管理するものは含まれません。

では、なぜ空き家が増えているのでしょうか。

主な原因として、高齢化によって家主が施設に入ったり、亡くなったりして住む人がいなくなる。少子化の影響で親の家を引き継ぐ人が減っている。中古住宅より新築が好まれ空き家がなかなか売れない、といったことが挙げられます。

そこで、現状を調べてみました。

令和 5 年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 900 万 2 千戸、空き家率は 13.84%となっています。青森県では 9 万 8,800 戸、空き家率は 16.74%と全国平均を上回っております。市町村別に見ると、むつ市が 20.76%で最も高く、おいらせ町が 10.53%と発表されていますが、本町のデータは公表されていませんでした。ただ、町内を歩いてみると、空き家と思われる建物がいくつも見受けられます。

そこで、お伺いします。

1 点目、本町の空き家率はどれくらいなのでしょう。

2 点目、本町では空き家バンクを設置していますが、これまでの利用希望者数、登録物件数、そして実際にマッチングに至った件数はどれくらいでしょうか。

3 点目、これまでに成約した具体的な事例があればご紹介いただけますか。

2 つ目の質問に入ります。地域おこし協力隊についてお伺いします。

地域の活性化や人口減少対策として、地域おこし協力隊制度が全国で導入されています。この制度は、都市部から移住してきた人を地域の担い手として迎え、観光振興や特産品開発、空き家活用など、様々な分野で活躍してもらうことを目的としています。

地域おこし協力隊を導入した自治体のその経費は、国の特別交付税によってその一部が措置される制度となっていますが、本町は隣接する岩手県洋野町とは異なり、過疎地域に指定されていないため、制度の運用に一定の制約があると認識しております。特に、本町では首都圏、東京圏、名古屋圏、大阪圏からの移住者のみが地域おこし協力隊として認められ、国の特別交付税の対象となりますが、地方都市や隣県からの移住希望者は対象とならないため、地域おこし協力隊として受入れられない現状があると伺っております。

一方、隣の洋野町では首都圏以外の都市地域からの移住者も受入れ可能で、多くの移住希望者を受入れています。同じ地域にありながら制度の制約がある中で、本町の地域おこし協力隊の現状等について伺います。

1 点目、現在、本町で活動している地域おこし協力隊の隊員数とその具体的な活動内容を教えてください。

2 点目、これまでの活動を通じて地域おこし協力隊の取組がどのような成果を生み出し、どのような課題があるとお考えでしょうか。

以上で、私の方の壇上からの質問を終わります。以上、よろしくお願いします。

〔熊谷議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えします。

1 つ目の空き家率と空き家バンクの活用状況についての件であります。1 点目の本町の空き家率についての件につきましては、議員ご案内のとおり、総務省が実施している令和 5 年度の住宅・土地統計調査において、本町の空き家率は公表されておられません。

その理由として、住宅・土地統計調査は抽出調査のため、データの精度や信頼性を確保する観点から、市区町村については、市区及び人口 1 万 5 千人以上の町村が対象とされているためでございます。

議員ご質問の本町の空き家率につきましては、住宅・土地統計調査での本町における調査票を基に町が独自に分析した結果でお話ししますと、抽出調査での 256 調査件数のうち、空き家は 38 件であり、空き家率は 14.84%となります。

青森県の平均 16.74%を下回っているものの、全国平均 13.84%を上回る状況でございます。

2 点目の本町の空き家バンクについての件につきましては、本町では空き家の有効活用を進め移住・定住を促進し、地域の活性化を図るため平成 29 年に空き家バンクを設置し、運用してまいりました。

これまでの運用状況について、まず、登録された物件数であります、これまでに延べ 12 件の物件が登録され、その中には途中で取下げになった 1 件も含まれております。

また、空き家バンクに利用登録をされた方は、延べ 26 名いらっしゃいます。

その中でマッチングが成立し、実際に契約に至った件数は 9 件となっており、空き家バンクを通じて多くの方々に本町での暮らしを選んでいただいている状況でございます。

3 点目の具体的な事例についての件につきましては、これまで成約した事例の一つとしてお話ししますと、ホームページで募集を開始したのち、すぐに問い合わせがあり、最終的に 4 世帯の方が内覧されました。

契約成立までに半年程度の時間を要しましたが、この事例では家庭菜園ができるライフスタイルを希望された方が、本町の豊かな自然環境や菜園を通じた地域との交流に魅力を感じたことが、成約の決め手となりました。

町としましては、引き続き空き家バンクの登録件数を増やし、利用者のニーズに応じた情報提供やマッチング支援を強化してまいります。

併せて、地域資源を活かした空き家の利活用を促進し、移住定住促進や地域活性化に貢献してまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の地域おこし協力隊の現状等についての件であります、1 点目の現在の隊員数と活動内容についての件につきましては、本町では昨年 10 月に第 1 号となる地域おこし協力隊員 1 名が着任し、現在活動を行っております。

当該隊員は、使われなくなった階上駅前の味噌蔵をリノベーションしたわたしの素ペースを運営し、地域のにぎわい創出に取り組んでおります。

また、自主企画イベントを積極的に開催しており、これまでに、八戸工業大学の学生によるアート展示とトークイベント、味噌づくりワークショップ、新年餅つき大会など、多彩な企画を実施しております。

特に、能登を舞台にした映画上映会と復興ボランティアとのトークイベントでは、被災地支援の重要性について考える機会を提供しておりました。

また、階上町のえんぶり組が一堂に会した座談会には 50 名以上が参加し、各組の歴史や特徴、お囃子の違いなどを深く知る貴重な場となりました。

このほかにも、青森県内で開催された空き家セミナーのゲスト登壇や、全国のまちづくり先進地の視察研修への参加など、幅広い分野で活動しております。

2 点目のこれまでの成果と課題の件につきましては、これまでの地域おこし協力隊の成果としましては、このような自主企画イベントを通じて地域に新たな交流の場を作り、駅前地区の活性化に大きく貢献していると考えております。

実際に、えんぶり座談会の参加者からは、「各組の歴史や特徴、お囃子の違いを解説付きで聞ける貴重な機会だった」「階上町のえんぶり組のファンになった」「是非来年も参加したい」といった声が寄せられています。

また、八戸工業大学の学生のアート展に参加した地域住民からも、「若い人が集まる空間を初めて見た」「駅前でアートに触れる機会があるとは思わなかったので感動した」という感想を、いただいております。

このように、地域住民だけではなく若者や町外の方々が駅前エリアに足を運ぶ機会が増え、地域の魅力を再発見するきっかけとなっております。

一方で課題としては、議員ご案内のとおり、本町が過疎地域に指定されていないため、制度運用に制約がある点が挙げられます。

特に、東京圏、名古屋圏、大阪圏からの移住者のみが特別交付税の対象であるため、地方都市や隣県からの移住希望者の受入れが難しいという課題があります。これにより受入れ対象が限定され、制度の柔軟な運用が難しい状況となっております。

今後も、階上町の未来を担う意欲ある人材の発掘と支援に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔町長降壇〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

4 番、熊谷道雄です。ご答弁ありがとうございました。

空き家バンクの運用について、成約件数が 9 件、登録物件数が 12 件とのことで、比較的高いマッチング率を実現していると考えます。今後も、引き続き空き家バン

クの登録件数を増やししながら、契約件数の向上と移住定住促進に取り組んでいただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊について、再度お伺いいたします。

現在、本町では 1 名の協力隊員が活動しているとのことですが、全国的に見ても地域おこし協力隊の活用は、地域振興において非常に重要な施策の一つです。特に、地方都市における人口減少対策や地域活性化の観点からも、協力隊の役割は、今後更に大きくなると思います。

そこでお伺いいたします。当初、本町では、2 名の協力隊員を募集する予定だったと伺っています。現在の募集状況について、具体的にどのような進捗があるのか。

また、これまでに何名の問い合わせがあったのかについて、お聞かせください。

以上、よろしくお願いします。〔熊谷議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の現在の募集状況につきましては、本町では、地域の活性化や移住・定住の促進を目的として、令和 6 年度当初に 2 名の地域おこし協力隊員を募集する計画を立てております。

募集に当たっては、広報誌や町の公式ホームページ、移住・交流支援サイトに加え、関係機関や民間団体との連携を通じた情報発信を行ってまいりました。

また、募集活動や選考作業の一部につきましては、専門的なノウハウを持つ委託業者へ依頼し、より効果的な人材確保に努めているところでございます。

2 点目の問い合わせ状況につきましては、現在活動されている隊員 1 名を含め、これまでに、7 名の方から問い合わせがございました。町では、問い合わせのあった方々の経歴、地域要件、活動意欲、本町の課題解決に向けた適性などを総合的に考慮し、慎重に選考を進めましたが、現時点では、現在活動されている隊員以外の新たな隊員の採用には至っておりません。

協力隊員の募集に関しましては、町が求めるミッションとの整合性を図ることが重要となります。本町では単に一定期間活動するだけでなく、任期中に地域の課題解決に向けた取組を進め、更には任期終了後も定住し、持続可能なビジネスの創出や地域貢献を継続できる人材を求めています。

また、地域要件として、本町にとって首都圏からの移住者が特別交付税の対象となる制約があるため、地域おこし協力隊員を受入れる際のハードルの高さがあることも事実でございます。

今後も、引き続き関係機関や委託業者と連携しながら、町の魅力や協力隊の活動内容を積極的に発信し、意欲ある人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

ご答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で 4 番、熊谷道雄君の質問を終わります。

次に 8 番、小松雅彦君の質問を許します。

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。

○8 番（小松雅彦君） 8 番、小松雅彦です。〔小松議員登壇〕

8 番、小松雅彦です。令和 7 年 3 月議会での発言の機会をいただき感謝申し上げます。

当町の令和 7 年の年明けは雪害もなく穏やかに明けました。今年が皆様にとって実り多く充実した年になりますようお祈りいたします。

しかし、世界情勢は悪化し混沌としています。国内でもエネルギー、食料品等の価格高騰の影響を受けて困っている人が多くいます。当町の中でも、困っている方が多いと思います。

そんな中で、全町民に対し 1 万円の商品券を配布する階上生活応援商品券事業や低所得世帯支援臨時給付金事業は、多くの町民をはじめ事業者にとっても一助となります。大いに感謝申し上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本設計（案）についてです。

令和 6 年 9 月 10 日の全員協議会で、階上町社会教育複合施設の設置場所について説明がありました。その中で、建設予定地に反対の意見が出され終了しました。

令和 6 年 10 月 29 日の全員協議会では、候補地 A 案と B 案が出され、A 案に決定されたと報告がありました。土地に関する報告だけで、何をどのように建設されるのか説明がありませんでした。

社会教育複合施設整備検討委員会は、素案を了承したと新聞等に掲載されていましたが、何を判断基準に了承されたのかよく分かりません。議員からは色々な意見が出され、「概要が分からなければいくら話し合いをしてもダメ」「土地がどうのこうのという前にある程度の概要、たたき台を示した方が良い」「中身の無い中でいくら議論しても答えようがない」という内容で終わったと思います。

令和 6 年 12 月 3 日の全員協議会では、平面概念図が渡され具体的な諸室規模とレイアウト及び動線計画は、今後の基本計画にて方向性を定めるとあります。内容はまだ決まってないとの発言でした。

それでは、質問の 1 点目です。全員協議会の中では、概念図が示されたものの詳細については示されていませんでしたが、そんな中でパブリックコメントに階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画（案）が出されたのでびっくりしたのですが、どのような経緯を経て出されたのでしょうか、お伺いします。

2 点目の質問です。建設予定地に階上町商工会が入居しています。詳しい内容が決まっていないので、決まりましたらお知らせしますとのことのようなのですが、相手のあることなので、早めに対処すべきだと思いますが、どのようにお考えなのかお伺いします。

質問の 3 点目です。第 5 次階上町総合振興計画の中に、図書館機能を備えた社会教育複合施設がなかったのに、後期計画の中に付け加えられたのはなぜかお伺いします。

質問の 4 点目です。当町のインフラ整備は、他町村に比べかなり遅れています。必要な施設がたくさんあります。人口減少を見据えた上で防災、交流人口の増加、少子化問題、観光、産業振興、教育などを考え、必要なものを作っていかなければならないと思います。

コンパクトシティに沿った施策が必要だと思います。施設建設には大きな費用が発生します。次々に必要な施設を各地に作ることは難しいと考えます。だからこそ、将来に向けて町民に必要なものを吟味して作る必要があると思います。中途半端な施設だと利用者が少ないと思います。少し時間が掛かっても、町民に喜ばれる複合施設を必要な規模で作ることを希望してお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。〔小松議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

私からは、階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画（案）に関しまして、4点目のコンパクトシティに沿った施策についてお答えいたします。

なお、階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画（案）につきましては、教育委員会が所管しておりますので、1点目から3点目までのご質問に関しましては、後ほど教育長より答弁させます。

それでは、4点目のコンパクトシティに沿った施策についてであります。議員ご案内のとおり、人口減少時代を見据えた都市整備は、本町にとって重要な課題であると認識しております。

本町では、都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定し、蒼前地区、耳ヶ吠地区、駅前地区を居住誘導区域、更に耳ヶ吠地区の一部を都市機能誘導区域と定め、持続可能な都市構造への転換を進めております。

また、公共施設の老朽化対策については、公共施設等総合管理計画に基づき、適正な維持管理や長寿命化を推進し、施設の集約化や複合化を図っております。

引き続き、公共施設の建設や移転などの事業を進める際には、総合振興計画に方向性を位置付けるとともに、関連する諸計画や国の動向、社会情勢を踏まえ、その都度、議会に対し丁寧に説明し、議論を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長降壇〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

私からは、階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画（案）に関しまして、1 点目から 3 点目までの件について、お答えいたします。

1 点目のパブリックコメントに階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画（案）が出された経緯についてであります。まず始めに、パブリックコメント制度とは、町が重要な政策を策定するときにその案を町民等に公表し、町民等から寄せられた意見を政策形成に反映していく制度となります。

階上町パブリックコメント手続規程では、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に当該政策等の案を公表しなければならないとされております。

議員の皆様に対しましては、共通理解を図るため、これまで適宜、説明をしてきたところですが、今回の手続は、階上町社会教育複合施設整備検討委員会を経て案が作成されたことを受けてのものとなり、2 月 28 日の議員全員協議会におきましては、町民等から提出されたご意見とともに、本基本構想・基本計画（最終案）について説明させていただいたところです。

次に、2 点目の階上町商工会への対処についてであります。議員ご案内のとおり、本基本構想・基本計画（最終案）での建設予定地は、現在、階上町商工会が利用し、町が所有する旧診療所を含む範囲となっております。

商工会は、業種に関わりなく地域の事業の発展のために総合的な活動を行う、町に取りましても重要な団体の一つであります。そのため、社会教育複合施設整備に関し、一定の方向性が示される本定例会終了後、私から直接商工会に出向き、本基本構想・基本計画（最終案）について、ご説明したいと考えております。

3 点目の第 5 次階上町総合振興計画後期計画に社会教育複合施設を付け加えた理由についてであります。町では平成 27 年度から 31 年度を計画期間とする第 4 次階上町総合振興計画後期計画に、町民がいつでも気軽に学習できるよう、老朽化した民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った学習施設の整備について検討することを基本方針に盛り込み、第 5 次階上町総合振興計画前期計画の最終年度となる今年度まで、当該施設の整備について、検討してきたところです。

その中で、令和 5 年度から、当該施設整備に関し、広く町民等から意見を聴くために設置した検討委員会の名称を階上町社会教育複合施設整備検討委員会としたことから、令和 7 年度から 11 年度を計画期間とする第 5 次階上町総合振興計画後期計画において、社会教育複合施設の整備について検討すると基本方針を改め、社会教育複合施設整備事業を主要事業に追加したものといたします。

以上でございます。〔教育長着席〕

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。〔小松議員起立〕

○8 番（小松雅彦君） はい。答弁ありがとうございました。

議員に対し、共通理解を図るため適宜説明をし、検討委員会を経て案が作成されたと同じでした。

先に議員に素案を提出して、質疑、討論など議論を重ねる必要があったと思います。素案が提出されない状況の中で、更に了承が得られない中で、パブリックコメントをどうして出したのかお伺いします。

次に、商工会は本会議終了後に基本構想・基本計画（案）を説明するとのことでした。丁寧な説明をお願いするとともに、移転をしなければならないときには、色々な経費や費用が発生すると思います。その他、色々な手続も発生すると思います。細部にわたり詰めていただきたいと思います。どのように対処するのかお伺いします。

6 月の議会で、社会教育複合施設の素案を誰が作りましたかと 3 回確認しましたところ、教育委員会の事務局をはじめ、検討委員会で素案を作ったとのことでした。検討委員会は出された企画書を審査して了承したものであって、素案作りにはタッチしていないと思います。素案を作ったのであれば、了承したとの表現はおかしいと思います。改めて、素案を作ったのは誰かお伺いします。

公共施設の建設や移転などの事業は、総合振興計画に方向性を位置付けるとともに、関連する諸計画や国の動向、社会情勢を踏まえ、議会と議論を重ねながら進めるとのことです。

商工会のある土地は狭いので、中途半端な施設になると思われます。せっかく作るのですから、町民の皆様に喜んでもらえる施設にしなければならないと考えます。

今は、最後のチャンスだと考えています。皆さんが喜ぶような施設、町のシンボルとなるような施設を作ろうではありませんか。

図書館、資料館もそうですが、みんなが憩える公園、町民のたまり場、ワークショップスペース、公会堂、会議室などの色々な機能を備えた文化複合施設など核になる施設を作り、町内外の交流人口を増やさなければなりません。

ほかにも、宿泊施設、総合運動公園、公認の取れる体育館などありますがキリがありません。必要なものを洗い出してきちんと整理をして、マスタープランを立てて進めていくべきだと考えますが、お伺いします。〔小松議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の素案が提出されない状況の中で、更に了承が得られない中で、パブリックコメントをどうして出したのかについてと、3点目の素案を作ったのは誰かについてお答えいたします。

始めに、素案が提出されない状況の中で、更に了承が得られない中で、パブリックコメントをどうして出したのかについてお答えいたします。

先ほど、教育長が答弁で申し上げましたとおり、階上町パブリックコメント手続規程では、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に当該政策等の案を公表しなければならないとされており、今回の手続は、階上町社会教育複合施設整備検討委員会を経て、案が作成されたことを受けてのものとなります。

なお、この手続につきましては、10月29日の議員全員協議会でお示しいたしましたスケジュールに沿ったものとなります。

また、2月28日の議員全員協議会での説明につきましても、先ほど述べたスケジュールに沿ったものとなり、議員の皆様には最終的な意思決定を行う前に、町民等から提出された意見も含めて、本基本構想・基本計画（最終案）を説明し、ご意見をいただきたいと考えてのものでございました。

次に、素案を作ったのは誰かについてお答えいたします。

一般的な事務の進め方としまして、委員会等に計画の素案などをお諮りする場合、通常、事務局となる担当課でその原案を作成することとなります。その上で、当該原案について委員会等でご審議していただき、承認されることにより素案などになるものでございます。

議員ご質問の企画書が、階上町社会教育複合施設整備検討委員会から承認される前の素案の原案を指し、それを誰が作成したのかということでございますと、事務局となります教育課で作成したものととなります。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2 点目の商工会に対し、どのように対処するのかについて、再度お答えいたします。

商工会に対しましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本定例会終了後、3 月 10 日になりますが、私から直接商工会に出向き、議会の結果も含めて、本基本構想・基本計画（最終案）の内容を説明させていただきます。今後、時間をいただきながら、協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔教育長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

私からは、4 点目の全体的な公共施設整備のマスタープランを立てて進めるべきではないかの件についてお答えいたします。

公共施設の建設や移転に関する事業につきましては、総合振興計画にその方向性を位置付けるとともに、関連する諸計画や国の動向、社会情勢を踏まえ、議会の皆様と十分に議論を重ねながら進めていくことが、重要であると認識しております。

最上位の計画であります総合振興計画、都市計画マスタープランや立地適正化計画等には、町の将来像やまちづくりの基本方針が示されておりますが、個々の施設整備についての具体的な方針が定まっているわけではございません。その具体的な方針は、その整備する施設の機能や規模等をより詳細な基本構想・基本計画の中で整理し、検討を進めていくこととなります。

議員のご提案でございます色々な機能を備えた文化複合施設の整備につきましては、今後の社会教育複合施設の基本設計におきまして、基本構想・基本計画に基づきながら、その具体的な可能性を検討してまいります。

また、議員ご発言の「せっかく作るのであれば町民の皆さんに喜ばれる施設にすべき」というお考えは、正に町としても同様に考えております。

ただし、宿泊施設、総合運動公園、公認の取れる体育館といった大きな公共施設の整備には、長い期間と多額の費用が必要となります。特に費用面につきましては、

町の一般財源のみでは賄うことは困難であり、国の財源を前提に考えていくこととなりますが、国の計画自体も 5 年間程度が一般的であり、長期に見通すことができない現状でございます。

公共施設の整備に関しましては、その都度、議会に説明し、その時代の中での必要性を検討、議論しながら、進めてまいりたいと考えております。

今後も、町民の皆様のご意見を幅広く伺いながら、議会の皆様とともに十分に協議を重ね、より良い公共施設の整備に向けた計画を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。〔小松議員起立〕

○8 番（小松雅彦君） はい、8 番、小松雅彦です。

再度、荒谷町長にお伺いします。

選挙のとき、議会での答弁のときなど、町の最上位計画である総合振興計画に沿った施策を進めていく発言が多く見られます。なるほどと思いますが、総合振興計画は早花的に全てを網羅しているので、内容が多く、広範囲に施策が出されています。

総合振興計画に沿ってと言われても、計画のどの部分、どの政策が分かりません。計画の中の何を推し進めてどんな施策をするのか、町民をどのような方向に導いていくかが重要だと思いますが、そのところが聞こえてきません。

社会教育複合施設に関しても、土地の決定事項だけが先に先行した内容で、中身が議会に示されないまま進んできたように感じます。直前の全員協議会で説明したから了承されましたでは、おかしいと思います。

大きな事業です。内容を議論して結論を導き出すことが大切だと思います。町のシンボルになる大きな大きな事業です。未来への明るい希望があれば、今はつらくても、財政的に厳しくとも、前に進めると思います。一度踏みとどまって、町民が喜ぶ必要な複合施設を必要な規模で計画を作り、取り組んでみてはいかがでしょうか。

繰り返しますが、このような大きな事業は、何度もできるものではありません。最大のチャンスかもしれません。町民の驚きと笑顔が浮かんでできませんか。思い切って計画を見直そうとする考えに傾きませんかでしょうか。喜んでいただける複合施設を作ろうではありませんか。お伺いします。〔小松議員着席〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長起立〕

それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、人口減少時代を見据えた都市整備は、本町にとって重要な課題であると認識しております。

そのため、総合振興計画において都市機能の段階的、計画的な整備のために、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、住宅や医療、福祉、商業などの生活に必要な都市機能を誘導し、その生活産業活動を支えるため、道路、下水道等の都市整備を段階的に計画的に図っていくこととしております。

また、公共施設の老朽化対策については、公共施設等総合管理計画や公共施設等個別計画に基づき、適正な維持管理や長寿命化を推進しながら、限られた財源、計画期間の中で個々の施設の長寿命化対策と次の期間における実施内容を検討しながら、存続、見直し、廃止の施設の機能の方針や、更新、改修等、解体処分の対策の優先順位を評価しながら、進めることとしております。

社会教育複合施設に関しましては、教育長の答弁のとおり、第４次階上町総合振興計画後期計画に民俗資料収集館と図書館機能を併せ持った学習施設の整備について検討するとして基本方針に盛り込み、その後の第５次総合振興計画前期計画の最終年度となる今年度まで施設整備の検討をし、令和７年度から１１年度を計画期間とする第５次総合振興計画後期計画においては、学習施設であった表現から社会教育複合施設整備事業の表現に改めたものであり、総合振興計画上に事業名を反映したものであります。

私自身の公約に、図書館・歴史資料館の整備を進めることと公約の一つとして掲げており、先人の皆様が総合振興計画に込めてきた思いである学習施設の整備を進めていくことが町の将来に必要であると考え、掲げた公約でございます。

社会教育複合施設の整備については、総合振興計画にその事業名を入れ、改めてその整備を着実に検討してまいります。

必要な施設を必要な規模で計画を作り、取り組んではどうかとの議員のご提案ではございますが、町にどのような施設が必要であるかと考えますと、人口減少の中、また、限られた財源の中では、議員ご提案のとおり、施設の機能を考慮しながら集約化や複合化などが求められていると思われます。

また、国の通知では、市町村間において広域的な視点での複数団体による公共施設の集約化等に関する取組の推進の通知が発出されているところであり、複合化集約化の視点は、町内施設整備の観点においても、当然必要なことだと認識しております。

また、どの時期にどのような施設が必要であるか、その議論は長期的な期間で考えると、様々な施設の整備が議論できますが、国の財源等の部分を考慮しますと、国の財源に合わせた短期的な期間での議論となり、5 年程度での施設整備の検討が実務上、制約となっているところであります。

そのため、繰り返しとなりますが、公共施設の建設や移転などの事業を進める際には、総合振興計画に方向性を位置付けるとともに、関連する諸計画や国の動向、社会情勢を踏まえ、その都度、議会と丁寧に説明し議論を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔町長着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、8 番、小松雅彦君の質問を終わります。

次に 12 番、百目木和俊君の質問を許します。

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。

○12 番（百目木和俊君） はい。〔百目木議員登壇〕

3 月定例会に当たり、一般質問の場を与えていただき、そしてまた、質問に当たり、ご指導ご協力をいただいたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

異常気象による 1 月、2 月にかけての津軽地方、東北の日本海側、西日本の豪雪により亡くなられた方に、そしてまた、被害を受けられた皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、岩手県大船渡市において、先月 26 日に山林火災が発生し、甚大な被害となっており、昨日までに山林 2,600ha が焼失したと言われております。これは、階上町の山林全て、おそらく今日、全て焼けたという面積に匹敵すると言われております。1 日でも早い収束と鎮火を願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、多くの皆様から支えられ四十数年、第一次産業に携わることができました。その間、色々なことがありましたが、ここ数年、特に私が知る限り、経験したことのない物価高であると思っております。

第一次産業に従事し販売を目的としている農漁業者にとって、物価高による資材、燃料等の高騰などが、経費の負担が増え、収入が増えても所得が増えない状況だと聞いております。町として支援、対策の考えがないかお伺いいたします。

農地の集約化、そしてまた、規模拡大のため農地を借り受け、借地料を払いながら、農産物を生産している経営者に、町で借地料の全額負担ができないかお伺いいたします。

国では、食料自給率の向上、食料安全保障が重要と言いながら、第一次産業に対する対策、支援が不十分で遅く、そのことにより、担い手不足等に拍車がかかり、第一次産業の衰退につながっていると、私は思います。少子化問題と同じような状況であると思います。

先ほど申し上げました担い手不足を解消するため、農業次世代人材投資資金を利用し、それを終え、独立経営している経営者、そして資金を利用しなかった方でも、これから先十年、二十年先まで農漁業に携われる方に、町として支援、対策の考えがないかお伺いいたします。

中山間地域等直接支払交付金を活用し、それぞれ地域の農地保全、環境保全に努めている現在ある集落数の現状維持と農地水田等の有効な利用のため、事務手続等の簡素化が必要と私は考えております。町の考えをお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。〔百目木議員降壇〕

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

質問の冒頭で、四十数年の長きにわたり第一次産業の発展に務めていただいていること、そして担い手となる後輩指導、更には地域形成コミュニティなどを持続可能な社会構築にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

1 点目の資材等の高騰に対する第一次産業への支援、対策の考えがないかについてであります。これまで、令和4年度に国において肥料価格の高騰により農業経営への影響を緩和するため、肥料購入費の支援が行われてきており、また、本町に

おきましては、令和 5 年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農林水産業を含む町内全ての事業者を対象に所得規模に応じた支援を実施したところであります。

その後におきましても、生産者や事業者への物価高騰の影響は大きいものと考えております。

このような中、事業者におかれましては、県の免税軽油制度や肥料購入補助事業などを活用して、生産活動継続のためにご努力されているものと認識しております。

町としましては、現時点における物価高騰対策は農漁業者を含む町民全体の生活を支援することが効果的と考え、町民一人当たり 1 万円の商品券を配付する事業を、令和 7 年 1 月の臨時議会において議決いただき、現在配付に向けて準備を進めているところであります。

次に、2 点目の農地の借地料の補助の件についてであります。議員ご案内のとおり、農家の経営規模に応じて農地を借りて作付けされている農家の方も、多くいらっしゃると思います。農地の貸し借りについては、その農地の現状、所有者の状況や賃借期間などにより、借地料は双方で話し合いの上で決めているものと考えております。

また、農地を借りたあとのトラブルにより、解約するなどの事例も見受けられると聞いております。

このようなことから、借地料を支援するための制度設計は、非常に難しいものと考えられ、また、農地の借地料は経営コストの一部として位置付けられることで、借受人による適切な管理が有効的に行われるものと考えるところであります。

次に、3 点目のこれから 10 年から 20 年先までの農漁業に携わる方への支援、対策の考えについてであります。まず、農業次世代人材投資資金を活用して新規就農された方に対しましては、引き続き県と連携し、農地確保や機械の取得など相談や経営向上に向けたサポートを、行っていくこととしております。

また、新規就農者に限らず農業経営を継続していただくための新たな支援策として、近年の異常気象や豪雨災害等の影響により、農業収入が減少した場合に補償する農業経営収入保険への加入を推進するため、令和 7 年度当初予算に収入保険加入推進事業費補助金を計上し、実施することとしております。

また、漁業就業希望者へは県が主催するあおもり漁業体験などの情報提供や漁業に興味を持っていただくために海に親しむ事業などを開催し、人材確保への取組を継続してまいりたいと考えております。

4 点目の中山間地域等直接支払交付金の活用についての件であります。議員ご案内のとおり、この制度は平成 13 年度から実施されており、多いときで 29 集落において中山間地域の保全活動を行っていただきました。

しかしながら、最近は構成員の高齢化や減少で活動が困難となり活動を断念する集落も多く、令和 6 年度は 9 集落が活動している状況にあります。国においても活動集落数の減少を危惧しており、令和 7 年度からの第 6 次対策に向けて制度改正を検討しており、町としましても情報収集に努め、多くの集落が継続できるよう、事務負担軽減も含めて支援してまいりたいと考えております。

議員ご案内のとおり、様々な支援策が考えられるところではありますが、町が独自支援を実施する場合は、事業の選択を行いながら財政状況等を見据えた事業規模とする必要があると考えておりますので、今後におきましても国、県の動向を注視し、限りある財源を有効に活用しながら、農林水産業等への支援策を実施してまいりたいと考えておりますので、農林水産業者をはじめ町民並びに議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。〔町長降壇〕

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。〔百目木議員起立〕

○12 番（百目木和俊君） はい。ありがとうございました。

色々な支援対策があるということを詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そうした中、階上町の新規就農者、資金の交付を受けた方、過去 5 年間の人数をお聞きしましたら、2 名だと聞いております。大変少ない人数で、私もびっくりしたところでございます。

そういう資金があることを知らない人もあると思いますので、新規就農者でやりたい、農業をやりたいという方には、担い手不足を解消するためにも PR を徹底していただいて、そしてまた、実際に農業に携わっている経験者等をお願いして、そういった希望者に説明会等を開いていただければと思いますけども、町の考えをお伺いいたします。〔百目木議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

様々な支援のPRということでしたけども、農業の担い手確保は、今後の農業振興のために重要な施策の一つと考えております。

新たに農業経営を始める方への支援についての情報は、町のホームページへ掲載し、情報提供を行っているところです。

また、県の情報サイトである農なび青森や公営社団法人あおもり農業支援センターのホームページで就農相談の窓口情報などを掲載し、就農に興味がある方には、情報収集がしやすい環境にあると思われます。

情報収集した上で、階上町で就農したいと考えた方は、産業振興課においでになり、きめ細かな相談をしていただくという流れになっております。引き続き県や関係機関と情報を共有しながら、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○12 番（百目木和俊君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、12 番、百目木和俊君。〔百目木議員起立〕

○12 番（百目木和俊君） はい。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

県の方でも新年度予算、これからはっきり決まるわけですが、新年度予算において所得向上策支援というのが打ち出され、これは、農業の設備に対して 500 万円とあまり金額は大きくないんですけども、2 分の 1 を補助するという制度もあって、それをやるということでございます。

そういったものを色々利用していただきながら、農業に従事してもらうわけですが、そういう資金を受ける場合、非常に事務上の手続きが、非常に厳しいといいますか難しく、それを借りたいんですけどもってということで、もうそれを借りるには、また 2 か月 3 か月掛かるような状況などを聞いていて、もう、そういう資金を借りてまでということで、借りない人が結構あるように聞いておりますので、これは、県の方にも事務上の手続きをもっと簡素化してほしいということを伝えていただければと思っております。

そしてまた、先ほど、答弁と重複するかも知れませんが、中山間事業。私も平内地区で 6 年度までやってまいりましたけども、二十数年ですけども、残念ながら 6 年度で解散ということになりました。大変、担当してくれた課には、二十数年間色々お世話になりまして、本当にありがとうございました。

そういった中で、現在 9 集落と言っておりますけども、これから 1 集落抜けるので現在はもう 8 集落、7 年度はということになります。6 次対策に向けて制度改正をしてまたやるということでございますので、なんとしても、階上町のこの 8 集落はできるだけ長く持続できるように。そしてまた、農地の保全にもなりますので、そのことも踏まえてよろしくお願い申し上げます、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。〔百目木議員着席〕

○議長（長根岩夫君） 以上で、12 番、百目木和俊君の質問を終わります。
これにて一般質問を終了いたします。

◎休会期間の決定

○議長（長根岩夫君） お諮りいたします。
議事の都合により、3 月 5 日は休会といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、3 月 5 日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長根岩夫君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、3 月 6 日午前 10 時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前 12 時 25 分）

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和 7 年 3 月 6 日 (木曜日)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 7 年 3 月 6 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	階上町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 5	議案第 5 号	階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について
日程第 6	議案第 6 号	外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 号	階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第 8	議案第 8 号	階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 9	議案第 9 号	階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について
日程第 10	議案第 10 号	階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第 11	議案第 11 号	階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設 備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 12	議案第 12 号	階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 13	議案第 13 号	階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

日程第14	議案第14号	階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第15号	令和6年度階上町一般会計補正予算（第5号）
日程第16	議案第16号	令和6年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第18号	令和6年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第17号	令和6年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第19号	令和6年度階上町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第25号	町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

2番	渡部高明君	3番	中島孝一君
4番	熊谷道雄君	5番	小坂正年君
6番	下沢育男君	7番	大下修君
8番	小松雅彦君	9番	上道二三男君
10番	森榮吉君	11番	林貢君
12番	百目木和俊君	13番	大江和夫君
14番	長根岩夫君		

欠席議員（1名）

1番	土橋美加佐君
----	--------

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
----	-------	-----	------

教 育 長	濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長	地 代 所 誠 君
総合政策課長	茨 島 俊 行 君	税 務 課 長	大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長	上 厚 子 君	すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産業振興課長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代表監査委員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 京 実 君	庶 務 G L	野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査	花 生 智 紀 君		

◎開議の宣告

(開会及び開議 午前 10 時 00 分)

○議長(長根岩夫君) ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 1、議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)
討論なしと認めます。
これより、議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、議案第 2 号 階上町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 階上町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 3、議案第 3 号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 3 号 階上町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 4 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 4 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 5 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号 階上町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 6、議案第 6 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議案第 7 号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 8、議案第 8 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 8 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 9、議案第 9 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 9 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 10、議案第 10 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 11、議案第 11 号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 12、議案第 12 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 13、議案第 13 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 14、議案第 14 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 14 号 階上町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 15、議案第 15 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、2 番、渡部高明君。〔渡部議員起立〕

○2 番（渡部高明君） はい。

それでは、議案 15 号の令和 6 年度一般会計補正予算説明書 10 ページにあります、3 款 3 項 3 目、民生費、児童福祉費、子ども・子育て支援事業についてです。

質問は、子ども・子育て支援事業費 385 万 3 千円の、この増額理由について伺いたと思います。

よろしくお願いします。〔渡部議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業は、国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき実施しております。放課後児童健全育成事業委託料 125 万円、特別保育事業委託料 164 万 1 千円、地域子育て支援拠点事業委託料 42 万円の増額理由につきましては、国の基準額が増額されたことに伴いまして増額補正するものでございます。

単価は、事業所の年間開所日数、構成児童数、保育時間の延長時間区分、常勤職員配置等により、基本額及び加算額が積算されますので、12 月までの実績から 3 月までの委託料額を事業所ごとに見込みました。

一時預かり事業委託料につきましては、国基準額に変更はございませんでしたが、4 月当初から利用者数が増え、延べ利用児童数の増加が見込まれることから増額するものでございます。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 15 号 令和 6 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号、18 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 16、議案第 16 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件、及び日程第 17、議案第 18 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 令和 6 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件、及び議案第 18 号 令和 6 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件、2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 18、議案第 17 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号 令和 6 年度階上町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 19、議案第 19 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 19 号 令和 6 年度階上町下水道事業会計補正予算(第 4 号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 20、議案第 25 号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

町道路線の認定、第 25 号についてですけれども、町道っていうのは認定道と認定外道路があるっていうのは聞いてましたが、この町道路線の認定は、どういう道路を対象としているのか伺いたいと思います。

また、町道路線の認定はどのような基準によるものか。今回、3 つの路線を認定するということですが、どういう経緯で認定することになったのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。〔渡部議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩男君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

町で管理しております道路は、議会の議決を経た認定道路と路線の認定をしていない認定外道路に区分されます。

議会の議決を経て路線の認定をしますと、道路法の適用を受けることになり、法的に私権が制限され、道路管理者としての責務を有することになります。

認定基準としましては、公道に接続する道路で、道路幅員が原則 4m 以上、道路構造は、簡易舗装以上のものなどが要件となっております。

今回認定します 3 路線の認定の経緯についてですが、民間事業者による宅地開発行為により道路が整備されたもので、開発行為完了後、町に当該道路が寄付されたことに伴い、路線の認定を行うことにより、認定道路として管理することとしたものです。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○議長（長根岩男君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 25 号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(長根岩夫君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月7日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時28分)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会会議録

(第 4 号)

令和 7 年 3 月 7 日 (金曜日)

令和 7 年第 2 回階上町議会定例会

議事日程第 4 号

令和 7 年 3 月 7 日 午前 10 時 00 分開議

- | | | |
|-------|----------------------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20 号 | 令和 7 年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 21 号 | 令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 | 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 令和 7 年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 24 号 | 令和 7 年度階上町下水道事業会計予算 |
| 日程第 6 | 議会案第 1 号 | 階上町議会基本条例の制定について |
| 日程第 7 | 議会案第 2 号 | 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 8 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

- | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|------|-------|-----|-------|---|
| 1 番 | 土 橋 | 美 加 佐 | 君 | 2 番 | 渡 | 部 | 高 明 | 君 |
| 3 番 | 中 | 島 | 孝 一 | 君 | 4 番 | 熊 | 谷 道 雄 | 君 |
| 5 番 | 小 | 坂 | 正 年 | 君 | 6 番 | 下 | 沢 育 男 | 君 |
| 7 番 | 大 | 下 | 修 | 君 | 8 番 | 小 | 松 雅 彦 | 君 |
| 9 番 | 上 | 道 二 三 | 男 君 | 10 番 | 森 | 榮 吉 | 君 | |
| 11 番 | 林 | 貢 | 君 | 12 番 | 百 目 木 | 和 俊 | 君 | |

13 番 大 江 和 夫 君

14 番 長 根 岩 夫 君

欠席議員（0 名）

説明のための出席者

町 長 荒 谷 憲 輝 君	副 町 長 澤 田 充 君
教 育 長 濱 浦 幸 夫 君	総 務 課 長 地 代 所 誠 君
総合政策課長 茨 島 俊 行 君	税 務 課 長 大 谷 地 尚 子 君
町民生活課長 上 厚 子 君	すこやか健康課 長 平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長 古 川 明 美 君	産業振興課長 西 山 圭 一 君
建 設 課 長 小 笠 原 博 文 君	教 育 課 長 中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者 濱 浦 孝 子 君	代表監査委員 境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐 京 実 君	庶 務 G L 野 沢 香 織 君
総 務 課 主 査 花 生 智 紀 君	

◎開議の宣告

(開会及び開議 午前 10 時 00 分)

○議長(長根岩夫君) ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 20 号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第 1、議案第 20 号 令和 7 年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

○7 番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番(大下修君) はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。
令和 7 年度当初予算主要施策成果説明書をお願いします。15 ページをお願いします。
一番下の土地評価委託料 3,302 万 9 千円計上されています。令和 4 年度も実施していますが、予算額で 2,200 万円、実績で 2,100 万円でした。令和 7 年度が 1 千万円以上増加する理由を伺います。
また、令和 4 年度に入札を行った形跡がありません。業者選定方法を伺います。
主要施策成果説明書の成果目標は、適正な土地の評価と課税と業務の効率化と記載しています。この事業については、昨年から税務課と色々やり取りを行い、リーダーからは、航空写真を撮り土地の現状を把握するものとの内容を伺っていましたが、どのように、一筆ごとに現状を人が写真とデータを突き合わせて行うのかと伺ったところ、曖昧な答弁で納得する回答を得ることができませんでした。

そこで今回、全員協議会で課長に具体的な成果を伺ったところ、土地の状況把握との答弁でした。もう一度、その内容について確認させていただきます。

土地評価委託料は土地の状況把握とありますが、土地の何を、現状の地目ですか、地目の現状ですか、土地の何を状況把握するのですか、教えていただきたいと思います。

次に、19 ページをお願いします。上段の町企業誘致奨励金 275 万 7 千円について伺います。

この 275 万 7 千円は、昨年 1 社に支払った償却資産 115 万 8 千円の 2 年目分と、一昨年かな、誘致企業に対する奨励金であるかと思います。この奨励金の内訳、詳細を伺います。

次に、36 ページをお願いします。一番下の林業振興費 816 万 3 千円について伺います。

この事業は、森林の下刈や間伐等の森林施策に補助金を交付するとあります。補助金の交付先は森林組合と伺いましたが、森林組合所有の山林を下刈、間伐することでしょうか。具体的な内容を伺います。

令和 6 年は、374 万 7 千円の予算額でした。今年度は、倍以上の 816 万 3 千円を計上しています。昨年より増額した理由を伺います。また、昨年の下刈件数と間伐件数、その面積を伺います。合わせて、今年度の下刈、間伐件数の件数と面積を伺います。

令和 7 年度予算書の方をお願いします。9 ページをお願いします。

第 2 表、継続費、石鉢小学校改修事業。7 年と 8 年で 12 億 1,842 万 8 千円です。この改修事業を行うことで、今後、石鉢小学校は 40 年使用可能となるようです。

しかし、町の人口減少は著しく、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画数字を下回り、国立社会保障・人口問題研究所推定値の令和 7 年度の数値 1 万 2,502 人を下回るかもしれません。現状の状況や施策を考えると、人口増加、石鉢学区内の入学者の増加は難しいものと判断しています。

令和 7 年度の学区内入学者は 35 人です。しかし、令和 5 年生まれの 5 年後の入学者は、25 人を見込んでいます。過去の実績から 10 年で学区内入学者は 20 人の減少です。そうすると、10 年後には 15 人の入学者となります。20 年後には 1 桁台か 0 人を予想できます。

旧大蛇小学校は、平成 17 年に改修工事を行いました。40 年の耐用年数ですが、20 年経過した数年前に閉校となりました。40 年先の予測は難しい状況ではないでしょうか。

今、スピード化の時代で将来を予測することは、非常に難しい時代となっております。20 年後の方々に判断をいただく方法もあろうかと思います。20 年の耐用年数の改修工事を検討することも必要かと思います。専門的なベテラン建築士のアドバイスも必要かもしれません。20 年の耐用年数の改修工事を検討したのか伺います。

また、耐力度調査結果を受けて検討した主な内容を伺います。資材高騰を加味した予算になっているかも合わせて伺います。

町の現在の状況や施策からも入学者の増加は難しいと判断できます。事例に違いはありますが、限られた財政の中、大きな予算の使用に、八戸市の市議会でも図南小学校の建替えが議論になっております。財源や金利計算も気になるところです。

近年、金利の上昇も著しいものがあります。総額 12 億 1,842 万 8 千円の財源内訳と町の借金、町債の金額と返済期間と支払利息の総額と借入先を伺います。

また、現在行われている政策以外で、人口減少、出生数増加のための施策があるのか伺います。

先日、1 週間前に階上町こども計画の資料をいただきました。子どもが増える新しい政策の有無を伺います。

また戻って、令和 7 年度当初予算主要施策成果説明書をお願いします。58 ページをお願いします。上段の社会教育複合施設整備事業費 4,218 万円について伺います。

去年は、階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画作成のために、800 万円の委託料を計上し、先日、1 週間前、2 月 28 日に最終案を配布していただきました。いつ、階上町社会教育複合施設整備基本構想・基本計画ができあがったのか伺います。

今年度の事業内容は、図書館と民俗資料収集館の機能を併せ持つ複合施設整備について検討会開催、不動産鑑定及び基本構想・基本計画に基づく基本計画の作成を行うとあります。要するに、事業を進めるかどうかの判断を我々に求められています。

この構想のお話を伺ってから再三、事業の概要や投資総額や維持、ランニングコストを伺ってきましたが、お答えをいただいておりますませんでした。事業費の総額は 1 週間前に伺いました。維持、ランニングコストについては、人件費も含めて伺っております。この維持、ランニングコスト、人件費を含めて年間いくらになるのか伺います。

また、複合施設に常駐する人数も伺います。

総予算額 22 億円の財源と町債、借金の金額と返済期間と支払利息の総額と借入先を伺います。

我が町の教育課に昨年まで 1 名の学芸員です。今年度から 2 名になり、1 名の方は学校教育担当です。教育委員会に、図書館司書がおられるのか伺います。また、2 名以外に学芸員がおられるのか伺います。

本事業の検討委員会は 10 名で構成されていますが、博物館法に定められたこの整備事業は博物館ではございませんが、博物館法に定められた専門的な職員の学芸員や図書館の専門的な業務を行う図書館司書の資格をお持ちの方が、検討委員会の中におられるのか伺います。

また、複合施設の管理運営に学芸員や図書館司書を充てるのか伺います。

次に、管理運営は町で行うのか、指定管理者制度を活用するのか、管理形態を伺います。

12 月からパブリックコメントを始めたとのことですが、パブリックコメントは 30 日間の時間が与えられて、我々には予算審議、一般質問がある中で、議案審議 1 週間前に約 60 ページの基本構想・基本計画の冊子が与えられ、十分に理解、判断できない中で、議案審議の判断、結論を出す日を迎えました。この進め方は、適切でしょうか。見解を伺います。

次に、59 ページをお願いします。

青の煌めきあおもり国スポ階上町実行委員会負担金 1,774 万 8 千円について伺います。

令和 7 年、8 年、はしかみつっじマラソン大会並びに町民運動会休止のお知らせを 2 月号の広報で知りました。国スポを行うために、町民が期待している大会を取りやめることを残念に思います。

国スポを実施するために、はしかみつっじマラソン大会並びに町民運動会などの中止に対する見解を、マネジメントをする立場にある町長、副町長どちらでも構いません。見解を伺います。

質問は以上です。〔大下議員着席〕

○10 番（森栄吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森栄吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森栄吉君） 理事者の方で時間がかかるようであれば、私の簡単なやつ 1 件 2 件、先に質問させていただいて、その間にちょっと大下さんの方の回答を考えておいていただければと思うんですが。私のは 5 分か 10 分で終わりますんで。いかがですか。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ただいま、進行上の都合で質問の整理が必要だということ
であります。時間の程度は 20 分ほど休憩をしたいと思います。その間に質問の整理
を理事者の方にはしていただいて、その後の討議に入りたいと思いますので、よろ
しくお願いをいたします。

ただいまから 20 分ほど休憩となります。

（休憩 午前 10 時 20 分）

（再開 午前 10 時 43 分）

○議長（長根岩夫君） 大変お待たせをいたしました。

議員の皆様、また、傍聴席の皆様には大変お待たせをしておりますが、ただいま
の質問の中で関連質問等、質問の内容が多岐にわたっておりますので、理事者の方
から調査のため、少し時間をいただきたいということであります。

また、これから少し調査の時間をいただき、開会時間は追って事務局の方からお
知らせをしますので、暫時の間、休憩を続けさせていただきます。

以上です。

議員の皆様は、再度お知らせしますので控え室の方でお待ちください。

（休憩 午前 10 時 44 分）

（再開 午前 11 時 19 分）

○議長（長根岩夫君） 皆様には大変お待たせをいたしました。

休憩前に引き続き、質疑に入らせていただきます。

それでは理事者からの答弁を求めます。

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは土地評価委託料についてです。

まず１点目で、令和４年度実施したときと比べまして、令和７年度の予算額が増額している理由ということです。そちらの方につきましては、まず、人件費や物価高騰の影響で、ガソリンとか業務経費全体が値上がりをしているということが要因でございます。

２点目の業者の選定方法につきましては、令和４年度における業者の選定方法ですが、まずこちらは、令和６年度評価替えにかかるものでございます。ですので令和６年度評価は、令和３年度から５年度にかけて一体の業務でございます。ですので、令和３年度に一般競争入札を行い、落札した業者と令和４年度、令和５年度は随意契約としております。

３点目ですが、この業務で何を把握するのか具体的にということでございますが、まず土地の評価委託料につきましては、路線価評価でございます現況図の加除修正や、価格形成要因などを見直すために行います。具体的にお話をさせていただきますと、例えば道路の砂利道が舗装になっているとか新しい道路が敷設されているとか、あとは全体的に商業施設が建っているとか、そういったことを多角的な方向から土地の状況を把握いたします。

なお、令和７年度におきましては、町内全域の２年目となりますので航空写真撮影を行います。そういった状況を把握するために、今年度も新たに航空写真のデータを取り直すということになります。

以上です。〔税務課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私の方から大下議員の質問の２点目でございます、町企業誘致奨励金の内訳のお話について答弁させていただきます。

先日の全員協議会の方でも同様のご質問をいただきましたので、同様の内容で回答させていただきたいと思っております。

今回の奨励金の中に含まれてる企業の数につきましては、議員ご案内のとおり２つの誘致企業を予定してございます。１企業は令和６年度から引き続きの企業でござ

ざいまして、もう 1 社の方は令和 7 年度に新たに申請を見込んでいる企業の方でございます。

奨励金に関しましては、企業ごとの額の内訳、内容につきましては、総合政策課の方では税務課の方から固定資産税として課税される予定の総額を教えていただきまして予算計上してございますので、固定資産税ごとの内訳の方は把握してございませんのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、主要施策説明書の 36 ページの林業振興費についてになります。質問は 4 点だったと思っております。

1 点目の議会全員協議会での説明で、公益保全林整備事業補助金を三八地方森林組合に支払っているとの説明に対し、整備している森林は三八地方森林組合の土地を整備しているのかとのご質問につきましては、水源の涵養や土砂流出防止等、森林の持つ公益機能を持つ個人森林の所有者から三八地方森林組合が委託を受け、国、県に事業申請をし、認可になった森林の整備を行っているもので、費用負担割合は国が 51%、県が 17%、町が 7%を補助し、所有者は 25%負担する事業になります。

2 点目の 7 年度総予算が増額している理由についてになりますが、7 年度新規事業として、今後、森林整備を進める上で必要な森林現地調査を行う委託料として、110 万 9 千円と森林台帳データ更新作業の委託料 121 万円を増額しております。

また、継続事業で、1 点目でご説明をいたしました公益保全林整備事業の計画等により、補助金及び交付金を 192 万 9 千円増額したものが主な増額理由になります。

次に、3 点目ですけれども、6 年度の公益保全林整備事業費の件数と面積についてになります。6 年度の実績ですけれども、件数が 34 件、面積が 37.21ha になります。

最後に、4 点目の 7 年度の公益保全林整備事業計画の件数と面積についてですけれども、件数は 71 件、面積は 88ha を予定しております。

なお、7 年度は計画数値でありますので、今後変更になることもありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

答弁は以上になります。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、石鉢小学校改修事業と社会教育複合施設整備事業費についてお答えさせていただきます。

まず始めに、石鉢小学校改修事業につきましてでございますが、20年の目標での改修の検討、あとは耐力度調査の結果がどうだったのかと、起債ということの3点だったかと思います。

まず、1点目の20年目標で改修の検討をしたかというふうなご質問でございましたが、こちらは令和6年3月1日に全員協議会でもご説明しているところでございますけれども、令和4年2月に策定しました学校施設長寿命化計画では、60年とその後の60年でも小中規模改修を行うということにしておりますので、現時点では40年での長寿命化改修ではございますが、その後の20年後に小中規模改修を行うということになりますので、現在の40年を経過した20年後に再度検討することになります。

また、耐力度調査の結果はどうだったのかということでございますが、先ほども申し上げた全協での説明にもございましたが、建物を、コンクリートの強度等を調査しているところでございます。その点数の結果で、今回の改修とか、建替えの判断がなされたということでございますが、併せまして、物価高騰についても、これは見越しながら相談をしながら進めてきたというところでございます。

また、起債についてというところになります。借入額については6億8,410万円で予定をしているところでございます。借入先につきましては財政融資資金、償還期間は25年でございます。年利率は現在0.7%を予定しておりまして、利子の総額は約6,880万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、社会教育複合施設整備事業費についてでございます。件数が多いものですから、1点ずつ説明をさせていただきたいと思います。

まずは、いつ構想計画案が出来上がったのかというご質問でございましたが、検討委員会では令和7年2月12日に最終案が承認されまして、2月28日の全員協議会で説明しているところでございます。我々は、その全員協議会での説明とご意見を踏まえて、3月11日に関く予定としております教育委員会議において決定したいというふうなことで考えていたところでございました。

また、事業の進め方とかはどうだったのかというふうなご質問ということでございましたが、これまで適宜、議員全員協議会に対して説明をさせていただき、議員皆様の共通理解を図ってきたというふうなことで考えているところでございます。

また、ランニングコストについてということでございますが、こちら何件か類似施設を視察させていただいておりますが、それらの施設と比較しますと約 4 千万から 5 千万円程度になるのかなというふうに考えているところでございます。

また、今後、複合施設について常駐する人数はというふうなところでございましたが、こちらは今後検討していくことになっております。

また、起債についてでございますが、こちらにつきましては基本計画に記されております概算事業費を基に計算をしますと、借入額につきましては 10 億 6,230 万円を見込んでいます。借入先は財政融資資金、返済期間は 20 年、利息は 0.7% を見込んでおり、その計算で行いますと、利子総額につきましては約 8,740 万円を見込んでいるということになります。

また、町職員の中に学芸員、先ほどお 2 人というふうなお話がございましたが、それ以外にいるのかということと、司書がいるのかというふうなご質問だったかと思います。

学芸員につきましては、有資格者として 2 人は把握しておりますが、それ以外の有資格者については把握はしていないところでございます。

また、併せて司書についても、こちらの方では把握はしておりません。

また、検討委員会の中に学芸員、司書はいるのかということでございますが、それぞれの職務の中での経験者がお 1 人ずつ参加されているところでございます。

最後になりますが、施設の方の管理方法、直営か指定管理かというところになりますが、こちらは今後検討していくこととなりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。〔教育課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私の方から大下議員の質問の中の人口減少対策並びに新たな子育て事業がないかというふうなお話だったと思います。こちらにつきましてお答えさせていただきます。

まず、人口減少対策につきましては、総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などの各計画をしながら町としては取り組んでおります。

まち・ひと・しごと総合戦略の中では、基本目標としまして、結婚、それから出産、子育て支援及び健康づくりというふうなことを大きな基本目標と掲げまして、約 20 個ぐらいの事業の方に取組んでおります。

基本目標の中で、KPI というふうなことで数値化しているものの中には、例えば婚姻数を目標値と掲げまして、現在は平成 30 年度が 71 件でございましたので、令和 6 年度も同じような 71 件を維持していきたいというふうなことを目標に掲げ取組んできておりました。

ただ、コロナ禍もございまして、婚姻数の方も減少しているというふうなところもあり、令和 5 年では 39 件、令和 6 年は 58 件というふうなことで、若干上昇傾向にはあるかなあというふうに思っております。

また、令和 7 年度の当初予算の方には、実際の出生見込数としまして 65 人程度を見込みながら、こちらの方の当初予算の方を編成させていただいているというふうな状況でございます。

また、新たな子育て支援策につきましては、先日の町長の所信表明の中にもありましたけれども、令和 6 年の 10 月から、0 歳から 2 歳児の保育料の無償化であるとか、3 歳から 5 歳児の給食費の助成であるとかというふうな事業を取組んでまいりましたので、今後とも、そういうふうな子育て支援策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○副町長（澤田充君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、副町長、澤田充君。

○副町長（澤田充君） はい。〔副町長起立〕

それでは、私から大下議員の国スポに向け、各種行事が休止となったことについての見解ということでお答えをさせていただきます。

この件につきましては、まず、昨年 12 月の全員協議会において議員の皆様にご説明をさせていただき、ご理解をいただいたものと理解をしているところでございます。

また、このことについては、町体育協会をはじめとする関係団体と協議し通知、区長会議においても説明をさせていただいております。

全協で説明をさせていただいておりますが、49 年ぶりに青森県で開催される国内最大のスポーツの祭典である国スポの開催に当たっては、年間を通じて相当な準備業務を行うこととなります。

町職員も人手不足となっている現状等もあり、各課協力をしながら、乗り切りたいというふうに考えてございますが、準備業務が重なることなどから、現在教育課で実施しているイベントについてやむを得ず休止、縮小することとしたもので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、この休止、縮小については、広報はしかみ、町ホームページでも周知を図っているところでございます。

以上でございます。〔副町長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1 点目の土地評価委託料ですけれども、物価が高騰しているということ、人件費等々伺いましたけれども、事業の 30%も値上がりというのはいかがなものかなあと思っております。そういうふうに見立てたということで致し方ないのかもしれませんが。

それで、ちょっと業者選定で確認したいんですけども、令和 3 年度に入札を行ってその後は随意契約ということですけども、今回の 3,300 万は入札価格であって、そのあとに随意契約をするということで、随意契約の金額はどれぐらいになるんでしょうか。そこを確認させてください。

それと、評価の目的は色んなことで多目的な状況を道路ができたりだとか、建物が建ったりだとかという確認をするということですが、私、洋野町に行ってちょっと税務課の方に伺ってきました。

洋野町の税務課では、これをやってないそうです。「階上町ではやってますよねえ」ということで伺いました。あまり効果がないということでございます。その効果の考え方はそれぞれの市町村であるかと思いますが、3 年ごとはどうなのかなあ、それだけ状況が変わってるのかなあ、ポイントだけで良いんじゃないのかなあ。それだったら 3 千万じゃなくても目視でいいんじゃないのかなあというふうな考え方もあるかと思えます。

非常に税の使い方に関しては、階上町、本当に何も無いと思ってんですよ。色んなところに税を使って、今、複合施設だとかということですけども、やはり、税は大事に使っていただきたいなあと思っております。洋野町の考え方も私は理解で

きて、何て言うんですかね、効果にあった投資をする、投資っていうんですかね、税金の使い方をするというふうに感銘を受けてきたところです。

次に、誘致企業奨励金について伺いましたけれども、正にこれです。これですっていうのは何かっていうと、私は総合政策課に聞いてるんじゃないんですよ。全体に聞いてるんです、町に。

総合政策課は、申請書に税務課が納めてくださいと言って、企業に納税通知書を出しますよね。出した領収書を申請書に添付したから、総額しか分かんないんですよ。でも、私の質問は、その中身を教えてくださいと、償却資産なのか、宅地代なのか、家屋なのか。

まさに縦割りというのかなんていうのか。分からなかったら、聞いてきて答えれば良いし、税務課が答弁すれば良いことだと思うんですけども、その答えはこういう事例で結構縦割りでよくありますんで、あえて再質問はしませんけども、その辺を考慮していただけたらなあと思います。時間もないことですので、個別に伺いますので、そのときはよろしくお願いします。

次に、林業振興費ですけども、認可されている土地をとということなんですけども、広域保全林ということですけども、これはどういうふうな認可をどういうところが、涵養林だとか色々あるかと思うんですけども、例えば私の知人が「この山も認可してもらって、下草とか間伐使ってくださいよ」って言ったら、できるものなのかどうか。そこんところはどういう縛りがあるのか。どういうところを、去年は37ha、34件、今年は88haやるのか。そこんところは伺います。どう認可するのか、どう求めるのか。例えば、町民にこれ知らせていて、町民から「いやー、私の所もお願いしますよ」って手を挙げることができるものなのか、できないものなのか。そこをお伺いします。

それと、石鉢小学校の改築工事ですけども、これ先ほど大蛇小学校だけ述べましたけども、時代のスピード変化というのは非常に早く、誰がこの1万5千人あった町内の人口がこんなに減っていった、ということを予測したのでしょうか。昭和だから30年40年前にですね。

それで、60年使用で計画がそうだからという答弁ですけども、本当に40年必要なのかなあ。40年の先を誰が予測できるのかなあ。しなければならないことと、10年20年で予測するべきところと、やはり、一遍決めたから、計画だからというふうなことでは、税金の使い方としてもったいないような気がします。

もっと色々な方々の知見、アイデアをいただいて、安い金額じゃないです。12億です。金山沢もそうですし、みんなところの学校が40年使ってないですよ。そういうところを是非とも検討していただきたいなあと思っております。

それと伺いますけども、支払利息について0.7%で25年ということですけども、これは多分変動利率だと思います。今、ニュースなんかでも出ていますけども金利はどんどん今これから上がりますし、上がってきております。今まで利息つかなかった貯蓄も利息がつくようになりました。そういうことも加味して9千万近い利息でしたっけかな。ということで、事業費を抑えることもやはり必要ではないのかなぁと思います。

それと、なぜ子どもの計画のことを聞いたかということ、まち・ひと・しごとでしたっけかな。で、計画を立てて未来を予測する将来人口に近づかないようにまち・ひと・しごと計画を立てています。今、それよりも、その計画は一向に改善されていないんですよ。色々町長さん、理事者の方々は、また、県の方も国の方も給食費の無償化や子ども手当だとか色々しますけども、新たなそういった何て言う、施策があれば、まだ40年使用可能な増改築は、どうかなぁ、できるのかなぁということとで伺った次第です。

まだ効果が見えないというかもしれませんが、現実的に人口予測よりも。私、しょっちゅう来て人口、世帯数を見ていくんですけども、減ってきています。それよりも減っているんですよ。本当に大変な町の岐路に立っているような気がしますので、その辺についても人口、子どもの数等ですね、どうするかということを考えながら、未来の設備をどうするのか、事業をどうするのかを考えていただきたいと思います。

これは答弁は時間がないのでいらないんで、そういうことを述べさせていただきたいと思います。

それから、複合施設について答弁をいただいてないのがあります。

というのは、いつこの計画、1週間前にもらった22億掛かりますよっていう冊子が、いつできたんですか。多分12月以前ですよ。町民にパブリックコメントをしているから。我々にきたのは2月28日です。議員によっては、その前に分かっていた方もおられるかもしれませんが、私はそうなんですけども。いつそれができてなのかというのが一点ですね。

そして、それが、1週間前に我々にそれが来て、全協で説明させてください、丁寧な説明をしますからということで、1週間後の今日ですよ。判断してください。とてもじゃないけど私は判断できない。この1週間で。まだまだ今回質問も控えたんですけども、知りたいこと、確認したいことがたくさんある中で、なかなか判断できる状況では、情報を得てないと思いますので、そこについての。

これは今後、今もそうなんですけども、今後についてもそうです。見解を、この今のやり方、やってきたことについて、これでこれからも続けていくのか、もう

少し検討して、もっと議員とのコミュニケーションをとっていくのかというところの見解を伺っていますので、その答弁をお願いします。

そして、最後の副長の答弁ですけれども、理由はよく理解しておりますし、町のこの職員の方々も夜遅くまで電気をつけて、そして何回かお話をさせてもらっています。残業の数も 2 千万円を超えて、結果はまだ出てませんが、一昨年、その前、倍近い残業数です。決して良い状況ではないと思います。

マンパワーが不足なんであれば、ずっとそういう、ずっとじゃないね、今までは 1 千万円ぐらいだったのが、令和 6 年は 2 千万円になってるんで。どうするのかっていう、今後どうするのかということですよ。ワークライフバランスも必要ですし、今後が見えてきません。

答弁は要りませんけれども、今後どうするのかということを是非考えて、ガバナンスっていうかね、管理体制を考えてもらわないと、町民に、例えばそこを楽しみにしていた方々に不幸というか、残念なことが発生すると思いますので、その辺をお願いして。答弁はいりません、ということで、最後何点か質問しましたけれども、答弁をお願いします。

以上です。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員の 2 回目のご質問にお答えしたいと思います。

随意契約の金額はということでしたけども、今後、こちらは事業を推進する上で、再度見積りを取り直して、そして、その内容を審査等をしながら決定していきます。

以上です。〔税務課長着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

認可ということでしたけども、この補助事業を申請して、それが国、県に認められればという意味合いの認可という言葉を使わせていただきました。補助決定、交付決定されれば、それが認可という言葉の使い方をさせていただきました。

それで、国、県では、森林整備が遅れている森林の整備を推進していきたいということですので、森林の所有者の方は、遅れている所有者の方は、一度事業主体である三八地方森林組合の方にご相談をいただき、申請できるかどうかを確認してもらおうと良いかと思います。まず、森林所有者であれば広域に該当するかどうかを確認してもらって、国、県で認めれば誰でもできるという事業になります。

以上になります。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

基本構想・基本計画（案）の冊子として、いつできあがったのかということですが、令和 6 年 12 月 17 日の検討委員会、5 回目になりますが、こちらの委員会で承認されたことを受け、案を作成し、その後の 12 月 24 日から 1 月 24 日のパブリックコメントの手続に入ったものとなっております。

私からは以上です。〔教育課長着席〕

○教育長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育長、濱浦幸夫君。

○教育長（濱浦幸夫君） はい。〔教育長起立〕

それでは、私の方から大下議員のご質問にお答えいたします。

最後の今後複合施設も含んで、こういうスタンスでいくのかという部分になります。複合施設に関しましては、議員の皆さんには、6 年の 3 月、9 月、10 月、12 月、それから今回の 3 月定例会といった、随時計画案ができ次第、その都度報告してきたつもりでございます。

これにつきましては、先般の小松議員の一般質問でお答えしたとおり、パブリックコメントの手続規程等に基づいて、事前に町民の皆さんからご意見いただいて、

その後、また 2 月 28 日ですね、今定例会に議員の皆さんのご意見を頂戴するという流れでございます。

このパブリックコメントにつきましては、複合施設だけではなく、色んな計画につきましては、町の政策形成についてはそのような形で随時、議員の皆さんのご意見を頂戴しながら、やっていくということになりますので、今後ともご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。〔教育長着席〕

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

答弁ありがとうございます。

税務課長に伺います。随契契約を昨年行ったということで、金額はいくらですか。その 30%アップとなるかと思えます。そうすると、この土地評価委託料は、3,300 万で収まらない可能性がありますんで、もし、分かっているのであれば、分かっていなければあとでお願いします。

林業振興費ですけども、申請するということで、これは町民の皆さんに平等にアウンスをしたのでしょうか。広報に載せるのかな、募集として。去年はどうだったのでしょうか。何かに載せて皆さんに申請してくださいよと、こういうメリットがありますよということを実施して、結果で、今年度また金額を増やしてやるということですか。その辺について、今年度、これが承認されて載せるとすれば、いつ広報に載せて、皆さんに森林を持っている方々に活用していただくつもりですか。

それと、教育課の件ですけども、答弁はいらないんですけども、やはり固まらない中のものを、情報としていただくことも大切です。

でも、そここのところで色んな質問をしています。それに対しての回答がないわけですね。そして 22 億も 1 週間前ですよ。22 億、スケジュールこうなりますよということが分かったわけですよ。

あの 60 ページの小冊子を私はポイントと 2、3 回しか読んでいないんですけども、熟読というか理解するまでにとすることは、非常に時間を必要とします。そして今日の判断というのは、非常に私は残念な進め方だと思っております。

ましてや、これを作るために本が 7 万冊必要だと、人口の規模からいくと、というふうな計画になっております。今、町にあるのは、2 万いくらでしたっけということです。

平成 28 年に 1 万 2 千冊捨ててんですよ。私ね、捨て方も手続の仕方も非常に、これ教育課のやることか、子ども達に教える課のやることかと思ってね。有価物ですよ、本は。紙ですよ。産業廃棄物のように捨てているんですよ。非常に残念に思いました。

是非ですね、そういう将来を担う子どもを担当する、教育を担当する課ですので、もう一度、答弁はいりませんけども、手続の仕方、物の大切さ。もったいない、これは日本の文化だと私は思います。

そして、議会とのコミュニケーションもぜひきちっとやって、理解を得られるように、本当に謙虚で丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上です。〔大下議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

この当初予算の 3,300 万円につきまして、今後、また 30%の費用がまた上がるのではないかというご意見、

○7 番（大下修君） 随意契約の金額はなんぼですか。

○税務課長（大谷地尚子君） 先ほど申し上げたとおり、まだこの契約の方には、

○7 番（大下修君） 去年、去年。

○税務課長（大谷地尚子君） 去年。

○7 番（大下修君） 去年というか、前回。

○税務課長（大谷地尚子君） 前回の金額ですか。ごめんなさい。前回の金額

○7 番（大下修君） 後でいいですよ。

○税務課長（大谷地尚子君） すいません。申し訳ありません。失礼します。

〔税務課長着席〕

○議長（長根岩夫君） よろしいですか。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。

○議長（長根岩夫君） 次、お願いします。

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

事業主体が三八地方森林組合ですので、三八地方森林組合さんの方で計画的に組合員の方に事業を紹介して、募集しているということになります。階上町では広報等しておりません。

以上です。〔産業振興課長着席〕

○議長（長根岩夫君） 大下議員の質問は以上であります。

ほかに質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

1 番、土橋美加佐です。よろしくお願いします。

私から 3 点ほど質問があります。令和 7 年度当初予算主要施策説明書により質問させていただきます。

主要施策説明書の 14 ページ、2 款 1 項 7 目の DX 推進事業費、デジタル・トランスフォーメーションの事業費の方ですけれども、1 億 1,669 万 3 千円についてですけれども、昨年度と比較しまして 1 億円以上の増額となっておりますが、この事業はいつまでどのようなことを実施するもので、実施した結果どのような結果があるのか。また、ウイルス対策なども含めてお伺いします。

2 点目ですけれども、同じく主要施策説明書 54 ページの部活動地域移行事業費 670 万 1 千円についてです。

部活動地域移行については、昨年の 12 月議会の全員協議会で説明があり、推進計画（案）では、7 年度は休日の部活動の地域移行を検討するとしており、また、今後の方向性については、週一回程度の合同練習の定期開催を計画されています。

また、令和 7 年度予算で、指導員の配置による合同練習の実施により、中学校部活動の地域移行を推進するとしておりますが、現時点での進捗状況と令和 7 年度の予定について、予算の内訳も含めてお伺いいたします。

最後もう 1 点ですけれども、主要施策説明書 56 ページの中学校の教師用指導図書 743 万円についてです。

令和 7 年度新規事業の中学校の教師用指導図書については、昨年 1 月 22 日と 6 月 10 日の全協において説明がありましたが、今年度はデジタル田園都市国家構想推進交付金を一部活用して実施した、学校教育環境 DX 促進事業の一環と思われます。

令和 6 年度新規事業の教師用指導図書や GIGA スクールなど、一連の学校教育環境 DX 促進事業に係る今後の計画についてお伺いいたします。

以上です。〔土橋議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

私からは、DX の推進事業費の関係についてお答えさせていただきたいと思えます。

始めに、予算の増額となった理由でございますが、主に国の補助率 10 分の 10 で実施する自治体情報システム標準化共通化関係業務が 7,216 万 6 千円となったことと、国の補助率 2 分の 1 で実施する新しい地域経済生活環境創生交付金デジタル実装型 TYPE1 を活用した事業費 2,839 万 1 千円を新たに実施することとしたものでございます。

なお、自治体標準化システムの歳入については、当初予算では国庫補助金 6,614 万 1 千円を計上しており、国の交付限度額を超過していることから、一部一般財源としておりますが、今後追加交付があるものと考えておりますので、適宜補正により対応させていただきたいと思っております。

次に、事業内容などについてでございますが、自治体情報システム標準化共通化関係業務につきましては、令和 7 年度中に作業完了することとされており、住民基本台帳や印鑑登録、地方税など 20 の業務について、当町では 18 業務でございますけれども、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、国の基準に適合した標準準拠システムへ移行するための作業となっております。

この作業を完了することで、各業務での制度改正などに伴う個別対応が解消されることや、特定のベンダーに対する過度な依存防止などの効果が期待されているところでございます。

デジタル実装型 TYPE1 を活用した事業につきましては、一昨年度から実施しているデジタル田園都市国家構想推進交付金の名称が変更となったもので、町が実施する事業のうち、住民サービスの向上に関するデジタル化が対象とできるもので、今年度実施する事業につきましては、町の提供する行政サービスの情報について一つのアプリからアクセスすることが可能となり、住民が町の情報取得を一元的かつ効率的に取得することが可能となる自治体公式スーパーアプリ導入事業とマイナンバーカードを活用して本人確認を行い、個人への町からの通知をデジタル通知として送ることで、住民の利便性向上と町の郵便コストの削減をする郵送 DX ツール関係事業、それからクレジットカードや電子マネーなどの多様な決済システムに対応したレジスターを導入するキャッシュレス決済対応レジ関係事業を実施することとしており、住民の利便性向上に資する効果があるものと考えております。

最後に、ウイルス対策の件であります。庁内で使用している全てのパソコンにウイルス対策ソフトを導入しているほか、インターネットやメールからファイルを取得する際に、ファイルに含まれているウイルス等を除去する無害化处理などを行い、セキュリティ対策を講じているところでございます。

自治体情報システム標準化共通化管理業務につきましては、令和 7 年度で国が示している基準に達することとはなりますが、DX の推進につきましては、今後とも常に進化し続ける分野でございますので、技術の進歩や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、進めていくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。私からは、部活動地域移行事業費と教師用指導図書についてお答えいたします。

始めに、部活動地域移行事業費についてですが、町教育委員会では、これまで学校、関係団体、スポーツ指導経験者等からなる検討委員会の設置や、学校部活動顧問及び関係機関との話し合いなどを行ってきたところでございます。

また、議員ご案内の昨年 12 月 3 日の議員全員協議会で説明いたしました、階上町立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）につきましては、先月までに、階上中学校及び道仏中学校の保護者に対し、説明をしているところでございます。

6 年度は、2 か年度事業として、階上中学校の女子体操部に部活動指導員を会計年度任用職員として任用し、同中学校へ配置することで、部活動の地域連携としてモデル的に取り組んでいるところでございますが、令和 8 年度から地域クラブへ移行することとしております。

そのほか、野球部については令和 7 年度の中体連秋季大会終了後から、男子バスケットボール部については令和 8 年度の中体連夏季大会終了後から、それぞれ地域クラブへ移行する予定で関係者と検討を進めているところでございます。

そのため、令和 7 年度は、先ほど述べた 3 つの部活動について地域クラブ移行のための準備を、また、それ以外の部活動については、今年度に引き続き合同での練習等を行うこととしております。

主要施策説明書にございます部活動地域移行事業費 670 万 1 千円につきましては、先ほど述べた内容を実施するために必要な予算としており、その内訳は、部活動指導員としての会計年度任用職員基本報酬 67 万 2 千円、部活動指導員の大会引率のための費用弁償 58 万 3 千円、部活動合同練習のための大学生等外部コーチを活用するための謝礼 48 万 7 千円、部活動合同練習のため福祉バス利用時の運転管理委託料 22 万 5 千円、地域クラブ活動の運営体制整備のための地域クラブ運営委託料 391 万 4 千円などとなっております。

次に、中学校の教師用指導図書についてでございますが、議員ご案内のとおり、令和 6 年 1 月 22 日と 6 月 10 日の議員全員協議会において、学校教育環境 DX 促進事業について説明させていただき、今年度は、校務用パソコン、校務支援システム、電子黒板、小学校の教師用指導図書として、紙媒体に加えデジタル指導図書を導入いたしました。

教師用指導図書については、小学校、中学校ともに 4 年に一度、教科書採択替えのタイミングで改訂となり、令和 7 年度は中学校がその対象となり、議員ご指摘のとおり、学校教育環境 DX 促進事業の一環として、中学校においてもデジタル指導図書を導入することとしております。

令和 7 年度においては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用はございませんが、青森県教員の働き方改革推進事業費補助金を活用し、教職員一人一人へのメールアドレスへの付与、教育 ICT ツールとなるロイロノート、自動採点システムのトライアルなど、各種 ICT ツールの導入を予定しております。

また、令和 8 年度は、GIGA スクール構想として、令和 3 年度から全児童生徒に貸与しておりますタブレット端末の更新を行うこととしており、その際にはタッチペンの導入についても検討することとしております。

その後の実施につきましては、子ども達の学力向上、教員の働き方改革に向け、今後も学校と連携を図りながら、ICT ツールの積極的な活用に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○1 番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1 番、土橋美加佐君。

○1 番（土橋美加佐君） はい。〔土橋議員起立〕

ありがとうございました。

最後ですけれども、質問ではないんですけども、DX 推進事業費については、とても大きな事業費となっていますので、これからデジタル化にとって必須の事業のため慎重に進めていってもらいたいと思っております。

それと、2 点目、3 点目の方ですけれども、特に教師用指導図書の方ですけれども、現在の教職員の方々、これから教員を目指す方々にとっても、とても良い方向に進めていってもらえると良いかなと思っております。

私の質問は以上です。ありがとうございます。〔土橋議員着席〕

○議長（長根岩夫君） はい。ほかに質疑はございませんか。

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。〔渡部議員起立〕

○2 番（渡部高明君） はい、2 番、渡部高明です。

それでは、私から当初予算主要施策説明書から、3 点質問させていただきます。

1 点目です。主要施策説明書 13 ページになります。2 款 1 項 2 目のホームページシステム管理費の 114 万円についてですが、具体的な業務の内容について説明をお願いします。

次に、2 点目です。主要施策説明書 19 ページ、2 款 7 項 5 目の町企業誘致奨励金の 275 万 7 千円についてです。昨年 12 月の定例会で私の一般質問において、産業の発展なくしては町民の豊かな未来は描けないとして、階上町の誘致企業の数と雇用の現状、そして町の取組について伺いました。そこで、今回計上されている奨励金の制度内容について再度説明をお願いします。

また、積極的な誘致活動が今後必要と考えますので、町が企業誘致に対しどのように取組む考えであるかを確認したいと思いますのでお願いいたします。

そして 3 点目です。主要施策説明書 24 ページの日常生活用具給付費から 25 ページの自立支援給付費までの事業は、身体に障がいのある方に対する細やかな支援として、重要な施策ですが、その最後の 25 ページ、3 款 1 項 3 目の自立支援給付費は、その中でも地域社会の共生という将来に向けた、自立への取組として、特に重要な施策と考えます。町内における利用者数と利用施設数、事業の効果等について伺います。

以上、3 点よろしくお願いいたします。〔渡部議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

渡部議員の質問にお答えいたします。

私からは、1 点目のホームページシステム管理費の件について、お答えいたします。

この予算は、町のホームページを運用する上での保守業務委託費となっておりまして、システム障害の復旧やシステムのアップデートなどのホームページパッケージソフトに関するものと OS とアプリケーションの連結をしているミドルウェアに関する保守並びに運用支援や暗号化認証、それから読み上げサービスの利用について、総合的に行っていただくための保守費用となっております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、私の方からは、2 点目の企業誘致奨励金の件について、お答えいたします。

企業誘致奨励金は、誘致企業に対し、企業に課せられた町の固定資産税に対し 5 年間を限度として、その固定資産税に相当する額を奨励金として交付する制度でございます。

これまで本町では、青森県の用地取得費の一部助成や施設整備への補助といった県立地支援金の提供に加え、町の企業誘致奨励金を交付することで、企業が進出しやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、立地に向けた情報提供や各種相談対応を行うとともに、県や関係機関と連携しながら企業誘致に取り組んでまいりました。

企業誘致をより一層推進するためには、他自治体の先進事例を研究し、本町に適した支援策や誘致活動のあり方を検討することが必要であると考えております。

先日の新聞報道ではありますが、青森県におきまして企業誘致の推進に向けて、県の一部の工業団地の分譲促進のため補助要件を緩和する情報もあるように、自治体における企業誘致に向けた取組が積極的に行われているところもございます。

そのため、企業誘致に関する優遇措置や支援策につきまして、県や他自治体の状況を調査研究し、本町における誘致施策のあり方を検討してまいります。

また、具体的な事業費計上につきましては、調査研究の結果を踏まえた上で、必要性や効果、財政状況などを総合的に勘案しながら検討してまいります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○介護福祉課長（古川明美君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、古川明美君。

○介護福祉課長（古川明美君） はい。〔介護福祉課長起立〕

渡部議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3 点目の自立支援給付費の件について、お答えいたします。

自立支援給付費の町内における利用者数と利用施設数につきまして、本町の障がい福祉サービスを利用する利用者は、12 月末現在で 148 名でございます。

また、町内にある 6 つの障害者支援事業所を含み、県内 116 の施設を利用されております。

事業の効果につきましては、日常生活に必要な支援を行う介護系サービスでは、施設において、入浴や食事の介護などを提供する生活介護のサービス利用者が増加しており、また、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練系サービスでは、社会復帰や就労のために、就労継続支援を受けて生活する方が、増えております。

いずれも、障がいを持つ方やそのご家族にとって、地域で安心して生活するための必要なサービスが提供され、就労につながるなど、一定の効果が得られているものと考えています。

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、必要なサービスを受けられるよう、今後も制度の周知に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。

○2 番（渡部高明君） はい。〔渡部議員起立〕

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問として 1 点目のホームページシステム管理費について、再質問したいと思います。

ただいまの答弁ですと、システム関係の保守委託料とのことでしたが、実際のホームページの内容の更新ですとか、掲載の管理については、どのようにしているのか。

例えば、町概況の気象概況については、平成 25 年から 29 年のデータとなっており、交通アクセスの地図は、2017 年 5 月 19 日更新の地図で、三陸沿岸道開通後のアクセスデータに変更されてないものと思われます。

ホームページ内の情報については、最新の状態としておくべきと考えますが、情報の管理方法についてお伺いしたいと思います。

次は、再質問ではございませんが、2 点目の企業誘致奨励金についてですが、今後とも調査研究を重ねていただき、早期に企業誘致につながる制度の構築、これを目指していただきたいと思います。

最後に、3 点目の自立支援給付費は、障がいのある方が地域社会と共生し、自立に向けて、大変重要な施策であり、答弁いただいたとおり、日常生活や社会生活を支援するため、必要なサービスを受けられるよう、今後も制度の周知に努めていただきたいと思います。

以上でございます。〔渡部議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、渡部議員のご質問にお答えいたします。

町のホームページの管理につきましては、各課が必要な情報を作成し、掲載を行っているところで、総務課において掲載や削除及び修正の許可をしているところでございます。

議員ご指摘の箇所につきましては、早急に確認の上、対処してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、ホームページの情報については、できる限り最新の状態としているべきと考えておりますので、今後につきましては、年度始めなど時点を捉えて、掲載している情報の点検について掲載をしている課を含めて、実施するなどの対応をとってまいりたいというふうに考えております。

以上です。〔総務課長着席〕

○2 番（渡部高明君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、2 番、渡部高明君。〔渡部議員起立〕

○2 番（渡部高明君） はい、ご答弁、大変ありがとうございました。

指摘した部分については、ご確認の上、対応をしていただけるとのことですので、よろしくお願いします。

また、ホームページは町のことを知っていただく入口となりますので、最新で正確な情報発信に努めていただきますようお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。〔渡部議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はございませんか。

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。

○3 番（中島孝一君） はい。〔中島議員起立〕

3 番、中島孝一です。

私は、令和 7 年度予算に係る 4 つの事業について質問いたします。質問は、当初予算主要施策説明書を用いて行いますので、ご用意をお願いします。

質問の 1 です。説明書の 15 ページの 2 款、総務費 2 項 2 目、土地評価委託料と 16 ページの 2 款、総務費 2 項 2 目、不動産鑑定評価委託料のいずれも継続の 2 つの事業についてお伺いします。

町内に土地や建物等の不動産を所有する町民は、毎年固定資産税を徴収されています。ちなみに、本町の固定資産税収入は、毎年概ね 4 億 2 千万ほどであると承知しています。

当然のことながら、それぞれの土地は造成されたり、道路が整備されたり、建物が建ったりと、周辺状況は日々変わっていきます。そこで、3 年ごとに調査し評価額の見直しを行うとしており、この 2 つの事業は、公平で適正な税額を設定するために必要不可欠な事業であると理解しております。

そこで、3 点ほどお聞きします。

1 つ、土地評価委託料と不動産鑑定評価委託料の 2 つの事業が設定されています。その違いと事業を分ける理由を教えてください。

2 つ、税額算出の元となる固定資産税評価額の見直しは、3 年ごととされています。その理由と根拠を教えてください。

3 つ、土地評価委託料と不動産鑑定評価委託料の合計は、令和 5 年度は 830 万ほど、令和 6 年度は 1,300 万ほど、今回 7 年度は 3,800 万ほどとなります。3 年分合計ですが、概ね 6 千万となり、平均では年 2 千万ほどになります。この 3 年の各年度の金額の違いについて、その理由を教えてください。

質問の 2 です。説明書の 36 ページ、6 款、農林水産業 2 項 5 目、林業振興費についてお伺いします。

最近、道路沿いの山林が伐採され、あるいは間伐など整備が進んでいるような気がしております。林業振興費が、令和 5 年度の 228 万 7 千円、6 年度の 374 万 7 千円から今回 7 年度は 816 万 3 千円と倍増しています。そして、財源はその他となっております。

質問です。1 つ、階上町内において、本事業が拡大しているのですか、実施内容について教えてください。その他となっている財源について、教えてください。

質問が、前質問者とダブってるところは省いても良いと考えてますんで、よろしくをお願いします。

質問 3、説明書の 45 ページ、8 款、土木費 2 項 1 目、道路維持工事についてお伺いします。

本事業は、町道の側溝、舗装、第 2 次協働のまちづくり地区計画に記載された事業等を行うものであり、事業内容を精査し予算の範囲内で実施していく工事であると説明されております。

本事案は、昨年 6 月の小生の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、第 2 次協働のまちづくり地区計画に取り上げられた、道路整備等の案件は 160 件ほどを数えております。本案件は、各地区の住民の皆様が毎日の生活の場である周辺道路等において、危険な案件や困っている案件、また不自由に感じている案件など、実感をともなった要望、願いであります。

これらの自分達の要望が、実現し目に見えて良くなることは、町行政は住民のためにあると言う大きな住民へのアピールになるものであります。

本年は、6,850 万の予算を計上されておられますが、この倍増、いや 3 倍増とする思い切った決断で、住民へのアピールや、地元建設業者への工事発注量増加、豪雨等の災害防止対策、人口減少対策につながる、居心地のいい町・住み続けたい町になるためのスタートにもなると思うのですがいかがでしょうか。

是非ご検討をお願いしたく、よろしくお願いします。〔中島議員着席〕

○税務課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、税務課長、大谷地尚子君。

○税務課長（大谷地尚子君） はい。〔税務課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

一部、先ほどの大下議員のご質問にお答えしたものと重複するところもございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず 1 点目の土地評価委託料と不動産鑑定評価委託料の違いと分ける理由でございますけれども、土地評価委託料は価格形成要因等の評価内容の見直しを行い、路線価の敷設や評価データの更新を行い、評価の背景となる資料の整備を行い、評価替えに適用する路線価の算定基準を定めるものです。

不動産鑑定評価委託料は、標準宅地や土地の適正な時価を評価するため不動産鑑定士に委託をするものです。

どちらも固定資産評価の適正化及び公平化を図り、課税の資料として重要なもので、目的や内容が異なるものであるため、それぞれの予算に計上しているものでございます。

続いて、2 点目の固定資産税の評価額の見直しが 3 年ごととされている理由と根拠でございますが、評価替えは土地の適正な時価を評価するために行うもので、地方税法で定められております。全国の市町村で、国の固定資産評価基準に沿って、同年度で実施されるものでございます。

3 点目の評価替えに掛かる金額の各年度の違いについてでございますが、土地評価委託料は路線価評価で、基本的に 3 年間にわたり現況図加除修正や画地評価、価格形成要因の見直し等を行い、2 年目はそれに加え、土地の形状を把握するため町内全域の航空写真撮影をするため、前後の年と比較すると高額となります。

不動産鑑定評価委託は、標準宅地や農地等の基準地の地価の変化を把握するために鑑定を依頼いたします。2 年目は、評価替えの基準日であるため評価替えに向けた各地点の鑑定評価を実施するため増額となります。

以上でございます。〔税務課長着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、中島議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの大下議員への答弁と重複しますが、増額して取組む事業としましては、新規事業として、今後、森林整備を進める上で必要な森林現地調査委託料 110 万 9 千円と、林地台帳データ更新業務委託料 121 万円が増額になっております。

また、継続事業では、広域保全林整備事業の計画増により、補助金及び交付金を 192 万 9 千円増額したものです。

財源につきましては、森林環境譲与税を活用して、町内の森林整備やその促進に関する取組を実施するものとしております。

答弁は以上になります。〔産業振興課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私からは、三つ目の道路維持工事についてお答えいたします。

道路維持工事につきましては、議員ご案内のとおり、町道の側溝、舗装、区画線、協働のまちづくり地区計画事業について実施するものでございます。

7 年度の対象工事としましては、町道では、側溝や舗装が劣化している路線を計画しております。また、協働のまちづくり事業の対象工事につきましては、舗装劣化箇所や雨水対策箇所など改善が必要な箇所を整備することで予定してございます。

道路維持工事の令和 7 年度予算 6,850 万円うち、協働のまちづくり地区計画事業に係る事業費につきましては、令和 6 年度予算では 2 千万円であったのに対し、7 年度事業費につきましては、3 千万円に増額し、実施する予定としております。

地区計画は、地域の課題やその課題解決に向けた町と地域の協働による施策、地域が何を望んでいるのかが示されたものでございます。

今後におきましても、財源の確保に努め、協働のまちづくり地区計画を反映したまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。〔中島議員起立〕

○3 番（中島孝一君） はい、ご答弁ありがとうございます。

まず、質問 1 の件ですが、土地の価格は、一物四価と言われて、一つの土地に実勢価格、公示価格、固定資産税評価額、相続税評価額の 4 つの価格があることを示す言葉と言われています。

その中、固定資産税評価額は固定資産税を設定するためのものであり、税額を町民に納得してお支払いいただけるよう、公平公正で適正な設定を行っていただくものでありますので、よろしくお願いします。

2 つ目、林業振興費についてですが、令和 6 年度から国税として一人年間 1 千円の森林環境税が賦課徴収され、それが森林環境譲与税として県を通じて市町村に還付され、町の森林保全に有効に使われるということです。

これは、地球温暖化防止、国土保全や水源涵養等に繋がる森林保全のために大変有効な施策と考えられます。未来のための投資です。有効に活用していただきたくよろしくお願いします。

最後、3 つ目の道路維持工事についてです。繰り返しになりますが、協働のまちづくり地区計画に記載された事業は、直接住民に響くもので、大型事業はよそ事でも、計画に盛られている案件の実施は、住民の、各区長さんの、我々議員の心にも届きます。どうかよろしくお願いします。

以上、追加質問ではございませんので、ご答弁は結構です。ありがとうございます。
〔中島議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

私の方からは、地区敬老会補助金についてお伺いいたします。

主要施策説明書の 26 ページです。その一番上にございます 3 款 2 項 1 目、敬老会補助金の各地区への補助金について質問させていただきます。

現在、地区敬老会は、19 行政区で実施していると思いますが、令和 6 年度は、全ての行政区で地区敬老会が開催されていないとお伺いしました。そこで、令和 6 年度の実施状況と、令和 7 年度補助金の予算内容をお聞きしたいと思います。

〔熊谷議員着席〕

○介護福祉課長（古川明美君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、古川明美君。

○介護福祉課長（古川明美君） はい。〔介護福祉課長起立〕

それでは、熊谷議員のご質問にお答えいたします。

地区敬老会の開催につきましては、各地区の行政委員や議員の皆様方にもご協力をいただいております、この場をお借りして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和 6 年度の敬老事業の実施状況は、14 地区において地区敬老会を実施し、5 つの地区においては、地区敬老会に替えて、町の記念品のほかに地区による敬老記念品を配布していただきました。

対象者は 2,200 人で、地区敬老会への参加率は 26.1%となります。

令和 7 年度の当初予算におきましても、全地区で対象者 2,300 人程度となりますが、75 歳以上の方を対象として、地区敬老会を実施できるよう、更に物価高騰等の影響も踏まえ、単価を増額し予算計上しており、地区との関わりを考慮し、これまでどおり、町の社会福祉協議会へ補助金を支給することとしております。

以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。

○4 番（熊谷道雄君） はい。〔熊谷議員起立〕

4 番、熊谷道雄です。

ただいまご答弁していただいた内容ですと、全ての行政区で地区敬老会が実施されていないようですが、地区においては、役員の高齢化やお手伝いをしていただける方も少なくなってきたと伺っています。

実施方法について、どのように検討されましたでしょうか。〔熊谷議員着席〕

○介護福祉課長（古川明美君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、介護福祉課長、古川明美君。

○介護福祉課長（古川明美君） はい。〔介護福祉課長起立〕

この敬老会補助金は、議員ご指摘のとおり、地域の担い手の不足や高齢化といった課題も多いことから、地区の合同開催へも支給可能とし、毎年、行政委員の皆様と相談しながら進めております。

コロナ禍の再開となる令和 6 年度は、担い手不足や高齢化に加え、地区敬老会を実施したことのない行政委員、区長様が多くおられることを考慮し、地区において敬老会を開催する、あるいは地区で敬老記念品を配布する、いずれかを選択して、地域の実情に応じて敬老事業を実施できるよう、補助金の要件を緩和し実施することとしたもので、7 年度も同様に実施することとしております。

多年にわたり社会の進展に貢献されてきた高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝う敬老事業については、地域の活性化への取組と特色を生かした敬老事業として、大切につなげていただきたいと考えていますので、今後も、担い手である行政委員の皆様の意見を踏まえながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔介護福祉課長着席〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、4 番、熊谷道雄君。〔熊谷議員起立〕

○4 番（熊谷道雄君） はい、4 番、熊谷道雄です。

ご答弁ありがとうございました。

最後です。これまで町のために頑張ってこられた方々をお祝いする行事でございますので、元気な方は敬老会に参加したいと思われるでしょうし、又は記念品で良いと思われる方もいらっしゃると思います。

敬老事業の実施方法について、町でも工夫をして実施できないか、今後とも行政委員と相談しながら進めていただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。〔熊谷議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。私からは 3 点ほど質問させていただきます。

主要施策説明書の 19 ページ、2 款、総務費、下から 2 番目の道仏集会所整備事業ですけれども、建物を建てるための一番最初の用地買収が終了し、これから実施設計に入っていくということですが、この次の年度と、その使用できる年度がいつになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

2 点目ですけれども、次のページ、20 ページ。下から三つ目ですが、移住・定住新築住宅支援事業費補助金。ここに成果目標が載っていますが、これまでの実績と、これまでのその補助の違いがあればお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

3 点目ですが、28 ページ、3 款、民生費の一番上、妊婦のための支援給付事業ですけれども、妊婦のための支援給付事業が新規事業となっているが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。〔小坂議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（荻島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1 点目の道仏集会所の関係部分についてお答えいたします。

道仏集会所の今後の整備計画につきましては、令和 7 年度から令和 9 年度までにかけて、段階的に整備を進めてまいります。

まず、先ほどの小坂議員のお話の中に、用地買収が済んでいるようなお話だったんですけども、こちらの方は、7 年度の予算に計上させていただいておりまして、まず、令和 7 年度におきましては、用地取得に向けまして不動産売買賃貸借審議会を開催し、地権者からの用地買収を進めさせていただきまして、契約後に分筆登記をする予定としてございます。

また、造成工事のための縦横断等の測量や設計業務を行いまして、その後、取得した用地の造成工事を行いながら、新しい集会所の実施設計の業務の方を行ってまいります。

令和 8 年度につきましては、新しい集会所の移転新築工事を行い、それに伴う施工管理の業務を委託する予定でございます。

そして、令和 9 年度におきましては、集会所の備品の方を整えさせていただきまして、移転完了後に旧集会所の方の解体工事を実施する予定としてございます。

ただいま申し上げました年次計画の方で整備を進めまして、令和 9 年度の夏頃には新しい道仏集会所の供用を開始できるように着実に取組んでまいります。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

私からは、2 点目の移住・定住新築住宅支援事業費補助金についてお答えいたします。

移住・定住新築住宅支援事業につきましては、本町への移住定住を促進することにより、人口減少の抑制と地域及び町内の住宅関連産業の活性化を図ることを目的に実施してきております。

これまでの実績についてでございますが、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年の申請件数は、延べ 167 件で、年平均件数は 33 件ございました。

そのうち移住者加算は、延べ 105 件、年平均 21 件あり、移住者数で見ますと、延べ 278 人、年平均 56 人の増となっており、人口減少対策として効果が出ているものと思っております。

7 年度からの 5 か年事業では、これまでの事業目的に加え、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、コンパクトシティに向けた取組として、居住誘導区域への誘導を進めるほか、子育て世帯への更なる支援や町内会加入を要件とした地域コミュニティの醸成を図ることを目的として実施いたします。

また、これまで基本額は一律 30 万円でありましたが、7 年度からは、居住誘導区域内は 40 万円、居住誘導区域外は 35 万円とし、加算額としまして、移住者、町内業者施工、若年夫婦加算につきましては現行どおりとし、子育て世帯は一律 10 万円であったものを、1 人当たり 10 万円、上限を 30 万円として、現行では最大 110 万円の上限であったものを 140 万円を上限に見直し、実施することとしております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、私の方からは、3 点目の妊婦のための支援給付事業についてお答えいたします。

本事業は、新規事業となっておりますが、令和 4 年度から国の実施要綱に基づく予算事業として開始された出産子育て応援給付金事業が、令和 7 年度より子ども・子育て支援法に位置付けられる法定給付として名称変更されたものでございます。

内容につきましては、妊娠している者に 5 万円と、妊娠している子どもの数に応じて 5 万円が支給されますので、出産・子育て応援給付金事業と支給額は同様となりますが、新たに流産等が給付対象になることや給付に面談条件をなくし、効果的に面談を組み合わせることが法に規定されました。

令和 5 年度から妊娠届出数、出生届出数ともに増加傾向にあることから、令和 7 年度は 65 人ずつの支給を見込み、予算計上いたしました。

説明は以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。〔小坂議員起立〕

○5 番（小坂正年君） はい、5 番、小坂正年です。

すいません。1 件目の土地の取得が今年の予定ということで、申し訳ございません。そのまま地区住民の方は、集会所ができるのを楽しみにしていると思いますので、できれば、いくらでも早めにご希望をしたいと思います。

あと、2 点目ですけれども、この移住・定住新築住宅の補助金で人数が結構若い方が町内に入ってきているということなんで、この辺の支援は、まだまだこれから続けていただければと思います。

3 点目ですけれども、令和 7 年の 2 月 28 日の新聞で、青森県の出生数が毎年減少しており、10 年間でほぼ半減しているという記事が掲載されておりました。先ほど課長の説明に出生届が増加傾向にあると話されておりましたが、当町の出生数は近年どのようなになっているのか、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願いします。〔小坂議員着席〕

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、すこやか健康課長、平戸由紀子君。

○すこやか健康課長（平戸由紀子君） はい。〔すこやか健康課長起立〕

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

本町の近年の出生届出数でございますが、令和 3 年度 60 人、令和 4 年度 41 人、令和 5 年度 48 人で行いました。コロナ禍で出生数が一時減少いたしましたが、本年度は 2 月末現在で 54 人の出生届がございまして、増加傾向にございます。

以上でございます。〔すこやか健康課長着席〕

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。

○5 番（小坂正年君） はい。〔小坂議員起立〕

5 番、小坂正年です。

県の方で、出生数が減少しているということで、当町では色々な施策が功を奏しているのか、人数が増えている。そしてまた、他町村から階上町は良いなというふうな話を聞きます。色々、給食費、健康保険、そういう力を入れている部分は、こ

れからも継続してやっていただけるようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） まだまだ質疑の方があるようでございます。時間も相当経過しておりますので、ここで 15 分ほど休憩を取らせていただきます。しばらくの間、皆様には、休会とすることでご容赦願います。

（休憩 午前 12 時 59 分）

（再開 午後 1 時 14 分）

○議長（長根岩夫君） 休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。〔下沢議員起立〕

○6 番（下沢育男君） はい、6 番、下沢育男です。

私の方からも、主要施策説明書で 2 点ほどお伺いいたします。

まず始めに、36 ページ、6 款 1 項 16 目、鳥獣被害防止対策事業費について、質問内容は、鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金及び狩猟免許取得補助金の事業内容について一点と、同じく説明書 54 ページ、10 款 1 項 6 目、中体連等参加費補助金 600 万円についてです。令和 6 年度の事業内容と実績について 2 点。この 2 点をお伺いいたします。

よろしくお願いします。〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

始めに、鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金は、近年増加している鳥獣による農作物の被害防止を図ることを目的に、農業を営む者が農地へ電気柵の設置するために要する費用について、上限を設け補助金を交付するものです。補助金額は、電気柵の資材購入に要する経費の2分の1の額又は8万円のいずれか低い額とし、当初予算では上限8万円を3件分の24万円を計上しております。

次に、狩猟免許取得補助金は、町内の有害鳥獣捕獲等の作業を行っていただいている階上町鳥獣被害対策実施隊の組織強化を図ることを目的に、わな猟免許等の新規取得又は追加で取得し、実施隊として有害鳥獣の被害防止活動に従事していただける方に対し、狩猟免許取得に掛かる費用の一部を補助金として交付するもので、当初予算に10名程度を見込み27万円を計上しております。

なお、両事業とも周辺町村の取組状況を参考に今後要綱を定め、実施することとしておりますので、詳細が決定次第、周知を図り、鳥獣被害対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

私からは、中体連等参加費補助金についてお答えいたします。

中体連等参加費補助金につきましては、中学校の中体連等の地区大会に出場するための参加料、バス借上料。県大会以上の大会に出場するための参加料、バス借上料を含む交通費、宿泊料。スポーツ少年団の県大会以上の大会に出場するための参加料、バス借上料を含む交通費、宿泊料。小学生及び中学生個人の東北大会以上の大会に出場するための参加料、バス借上料を含む交通費、宿泊料に対し補助するものとなっております。

令和6年度の実績につきましては、令和7年2月末現在となりますが、中学校については、中体連三八地区大会6件、バスケットボール、野球、吹奏楽、陸上などの県大会6件、女子体操、陸上の東北大会2件、女子体操の全国大会1件となっており、小学校のスポーツ少年団については、ミニバスケットボールの県大会2件、野球の県大会1件。小学校の個人については、硬式テニスの東北大会1件、ソフト

テニスの東北大会 3 件と全国大会 1 件。中学校の個人については、卓球の東北大会 1 件、女子体操の全国大会 1 件。計 25 件となっております。

説明は以上です。〔教育課長着席〕

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。〔下沢議員起立〕

○6 番（下沢育男君） はい、6 番、下沢です。ご回答ありがとうございました。

中体連等の参加費補助金についてですけれども、先ほどご回答いただきました中で、県大会、全国大会の出場も見られます。素晴らしい活躍だと思っております。

先ほども質問等にもありました部活動地域移行事業とまた連携しながら、子ども達のスポーツ等の推進を図りまして、今後とも各大会参加者等が増えるようでありましたら、補助金も不足する場合もあろうかと思いますが、追加補正で対応していただき、また、小原選手みたいなオリンピック選手等を目指し、育成に期待いたしますのでよろしくお願いします。

鳥獣被害防止対策についてですけれども、私の方の地区も最近今まで見られないニホンジカ、イノシシ等たくさん増えてまいりました。今後とも色々な対策をお願いいたします。

そして、最後にもう一問ご質問させていただきます。

鳥獣被害対策の実施についてですけれども、駆除の 6 年度の実績をお伺いしたいと思います。また、駆除につきましては、どなたに依頼して報酬等はいくらか、ご回答いただきまして、以上、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。〔下沢議員着席〕

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。〔産業振興課長起立〕

それでは、下沢議員の質問にお答えいたします。

令和 6 年度の駆除の実績につきましては、令和 7 年 2 月までの有害鳥獣捕獲実績になりますが、ツキノワグマ 1 頭、カラス 20 羽、ニホンジカ 22 頭、イノシシ 2 頭、アライグマ 1 頭を捕獲しております。

捕獲は、町で委嘱している階上町鳥獣被害対策実施隊 15 名の方に依頼しているものです。実施隊には、活動報酬として年間一人 1 万 5 千円を支給することとしております。また、鳥獣を捕獲した場合には、捕獲報償金としてカラス 1 羽につき 500 円、アライグマ 1 頭につき 2 千円、その他の鳥獣は 1 頭につき 5 千円を支給することとしており、令和 6 年度は 13 万 7 千円の支給見込みとなっております。

答弁は以上でございます。〔産業振興課長着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。〔小松議員起立〕

○8 番（小松雅彦君） はい、8 番、小松雅彦です。

主要施策説明書 13 ページをお願いします。

13 ページ。1 項 4 目、電話設備通話録音導入委託料 297 万円と高額ですが、詳しいシステムの内容を教えてください。〔小松議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、小松議員の質問にお答えをいたします。

通話録音システムの内容ということでございましたので、これは、カスタマーハラスメント対策の一環として実施するもので、町にかかる電話の全ての通話が自動で録音されるようになり、いつ誰から何分の通話があったのかという通話履歴がデータベース化されるようになります。

システム導入後は、冒頭に自動録音で録音をする旨を伝え、それから通話が始まるということになります。

そのほかの機能として申し上げますと、プッシュしてもらうことで目的の部署に着信が可能な通話振替機能と、それから対応できるまで自動保留することができるお待たせ案内機能、それから受話器を取る前にどこからの通話かが判断できるポップアップ機能などを備えております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。〔小松議員起立〕

○8 番（小松雅彦君） はい、8 番、小松雅彦です。答弁ありがとうございます。

苦情対策、カスタマーハラスメントの対策の一環として導入とお聞きしました。職員の対応における時間のロス、精神的な苦痛など非常に大きいと聞いております。生じれば退職したいと考える職員も出てくるかもしれません。今一步踏み込んだ対策も必要と考えますが、何か対策をお考えなのでしょうか。お伺いします。

〔小松議員着席〕

○総務課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総務課長、地代所誠君。

○総務課長（地代所誠君） はい。〔総務課長起立〕

それでは、小松議員の質問にお答えいたします。

町においても、町に対するご意見やご要望の中には、常識の範囲を超えた過度な要求や暴言、長時間の拘束など、職員の人格を傷つけるものも含まれており、対応に苦慮してきているところでございます。

先ほどの対応以外ということでございましたので、昨年の 12 月の全員協議会で議員の皆様には、ご説明をいたしましたカスタマーハラスメントのガイドラインを 4 月 1 日から実施をしてみたいというふうに考えてございます。

同じくご説明をさせていただきました警察官 OB の採用などにつきまして、会計年度任用職員として 7 年度から採用したいというふうに考えております。

以上でございます。〔総務課長着席〕

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。

○8 番（小松雅彦君） はい。〔小松議員起立〕

8 番、小松雅彦です。大切な職員です。しっかりフォローし、守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。〔小松議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。

○10 番（森栄吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森栄吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森栄吉君） はい、10 番、森栄吉です。

1 点だけ。1 点だけと言いながらも事業とすれば、2 つにまたがりますけどもよろしくをお願いします。

主要説明書の方でいきますと 46 ページと 53 ページ。

46 ページの方は遊具等撤去工事、金額は 71 万 5 千円。それから 53 ページの方は小中学校遊具等撤去工事、金額が 125 万 8 千円ですかね。

46 ページの方は大鶴音団地公園とかすみが丘団地公園、この 2 か所。それと小中学校の遊具ということになりますけども、石鉢小学校、赤保内小学校、道仏小学校の 3 か所。

これらの工事執行に当たっては、入札によって発注するものと思いますが。その際に、これは個別の入札、発注になるのか。あるいは合わせた形になるのかといいますのは、類似の工事なものですから、まとめた方が安くあがるんじゃないかっていうような、まず我々素人考えの話なんですけど、その辺のところを、これから入札から発注するという段を踏んでいくと思うんですけど、その辺のところをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。〔森議員着席〕

○総合政策課長（茨島俊行君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、茨島俊行君。

○総合政策課長（茨島俊行君） はい。〔総合政策課長起立〕

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

公園と学校の遊具撤去の方と一緒に発注するべきではないかというふうなご質問だったかと思います。

遊具の撤去に関しましては、遊具の点検結果を基に公園や学校に設置されている遊具を撤去するものでございます。議員ご案内のとおり、一緒に発注可能かどうかにつきましては、公園と小学校の位置的な関係でありますとか、あと、学校の行事

等の時期も当然ございますので、そういうふうなものを考慮して内部で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。〔総合政策課長着席〕

○10 番（森栄吉君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、10 番、森栄吉君。〔森議員起立〕

○10 番（森栄吉君） はい、森でございます。

まず、担当課が総合政策課と教育課ってということで、課がまたがっておりますので、その辺のところがちょっと懸念の持たれたところでございますし、また、財源はどちらも、一般財源ということになっているようですが、いずれにしても大切な税金を使ってっていう話になりますので、なるべく効率的、また、経済的な工事、施工していただければなぁと思いますので、その辺をお願いして、よろしくお願いします。〔森議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はございますか。

○11 番（林貢君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、11 番、林貢君。

○11 番（林貢君） はい。〔林議員起立〕

11 番、林貢です。私からは、2 点ほど。

まず、主要施策説明書の 57 ページ。文化財保存事業費補助金の件ですが、ここには道仏神楽組と赤保内青年駒踊り組の 2 組が計上されておりますが、町内にはそのほかに、平内えんぶり、平内鶏舞、鳥屋部えんぶり、田代えんぶりがあると思いますが、そちらの組に対しての補助の方はどのように考えているか、まずお伺いします。

それから、もう 1 点は 59 ページの最後ですが、国スポの関係でございます。1,774 万 8 千円予算計上されておりますが、この予算の中に、例えば施設等の整備も入っているのかどうか。

2 点をお伺いいたしますが、私の質問中に私的な意見も入ることをどうぞお許しをいただいております。よろしくお願いいたします。〔林議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

まず始めに、文化財保存事業費補助金についてでございます。

質問内容につきましては、2 組のほかに支援があるのかということでございますが、令和 7 年度は、議員ご案内のとおり 2 組の団体となっておりますが、令和 8 年度以降も町の大切な郷土芸能団体に対し、計画的に支援することとしてございます。

続きまして、2 点目のあおもり国スポ階上町実行委員会負担金についてでございます。

この負担金の中に、施設の整備等々があるのかということでございましたが、この中には施設の整備等々はございません。ただし、その主要施策説明書の上でございます新規事業となっておりますが、臥牛の塔隣接花壇跡地整備工事費、この件と中央体育館駐車場舗装工事については、国スポの開催に合わせて実施するものでございます。

また、加えまして、この国スポの中にはございませんが、施設の長寿命化を図る目的もございますけれども、中央体育館の外壁塗装工事も合わせて行うこととしてございます。以上です。〔教育課長着席〕

○11 番（林貢君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、11 番、林貢君。

○11 番（林貢君） はい。〔林議員起立〕

11 番、林です。

今、ご答弁いただいたものを、よろしく願いをしたいと思えますし、2 回目の質問としまして、このほかに、県指定の茨島のトチの木、蛭子のウツギ等があるんですが、県指定にはなっているものの、その辺の補助とか管理とかの対応について、あるかないかお伺いします。〔林議員着席〕

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。〔教育課長起立〕

それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

県指定の樹木等につきましては、樹木が損壊したときなどに、その補修で必要となる補助に対して、同じように 2 分の 1 の補助をしているところでございます。

以上です。〔教育課長着席〕

○11 番（林貢君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、11 番、林貢君。

○11 番（林貢君） はい、11 番、林です。〔林議員起立〕

文化財等につきましては、国、県の補助というのはほとんどないものと認識しております。

ただ、そういうようなことから、できるだけ町でその面倒を見ていただければという希望でございます。そこをよろしく願いをしたいと思います。

これは、有形、無形いずれも大変、まず町にとっては大事な財産だと思っておりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

また、国スポの関係ですが、49 年前に青森県で国民体育大会という名称で確か開催されたと思うんですが、その当時は、実は私が、役場職員中担当しておりました、当時は聖火リレーだけが町内を通過するという状況でありました。

そういうようなことですが、今回は、国スポでは競技も階上町に割り当てられておまして、大変嬉しく思っております。どうか国スポ成功に向けて、ご尽力くださいますようお願い、また、希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。〔林議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

ほかに質疑はないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

本案に対しては、小松雅彦君ほか 1 名から、お手元に配布したとおり、修正の動議が提出されています。

これを原案と併せて議題とし、提出者の提案説明を求めます。

○8 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。小松議員には登壇の上、提出理由の説明をお願いいたします。

○8 番（小松雅彦君） はい、小松雅彦です。〔小松議員登壇〕

8 番、小松雅彦です。

令和 7 年度一般会計予算書、修正動議の内容を説明します。予算説明書で説明します。69 ページをお開きください。

10 款 4 項 7 目、社会教育複合施設整備事業。不動産鑑定委託料 27 万 9 千円と社会教育複合施設整備基本設計委託料 4,175 万 6 千円を減額して、73 ページをお開きください。14 款 1 項 1 目、予備費に 4,203 万 5 千円を追加するものです。

当町は、借入金返済に努め約半分になりました。その結果、他町村に比ベインフラ整備は、大変遅れていると考えます。複合施設建設には、大いに賛成です。

一般質問などで私の考えは、コンパクトシティ、複合施設マスタープランなど、色々と提案させていただきましたので割愛します。

1 点目、「国家の品格」の著者、藤原正彦氏は、学者や科学者が誕生するには、美しい環境や自然が欠かせないと書き示していました。民俗資料館から小中学校の裏の辺りは、自然豊かなところで、美しいところで、更に静かで複合施設建設地として最適だと思います。

2 点目、学校から建設予定地の通路は、交通量が多く危険です。また、来庁舎やハーフブルザ・はしかみ、体育館への来場者など多くの車や人の出入りが激しく敷地内も危険です。

3 点目、イベントなどがあるときには、駐車スペースの確保が難しくなると思います。

4 点目、候補地は、間口が狭くてとても使いにくいと考えます。更に敷地面積が狭いので、複合施設には向かないと考えます。

5 点目、複合施設の規模が小さすぎると考えます。魅力がないと人は集まりません。

6 点目、資料館、旧給食センターの老朽化が著しくて、解体又は補修が必要と思われます。

このようなことから、階上町の現状や町民の方がどのように考えているかをよく調べ、よく知り、その上で複合施設計画を練るべきだと思います。今一度、計画の見直しが必要と考え修正をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。〔小松議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） これをもって、提出者の提案説明を終わりました。

これより、修正案の質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

○5 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5 番、小坂正年君。〔小坂議員起立〕

○5 番（小坂正年君） はい、5 番、小坂正年です。

修正動議が、昨日 3 月 6 日に小松雅彦議員及び土橋美加佐議員の 2 人が発議者として提出されましたが、昨日、本会議を欠席した土橋美加佐議員はいつ押印をしたのでしょうか。

2 つ目です。修正動議で出された修正案では、社会教育複合施設整備計画検討委員会委員報償金 14 万 5 千円は修正されずに計上されているが、同報償金を残した理由は何でしょうか。

3 つ目に、仮に、同報償金を残した理由が、引き続き複合施設の整備を検討することを望んでいることだとしたら、何を検討することを望むのでしょうか。

4 つ目ですけれども、本定例会の小松議員の一般質問でたたき台を作って提示した方が良いと発言しているが、2 月 28 日の全協で教育委員会からの説明を遮った議員がいるが、これについてはどう考えるのでしょうか。

5 番目ですけれども、本定例会の小松議員の一般質問で、コンパクトシティに沿った施策に必要だと発信しているが、この複合施設のどの部分がコンパクトシティに沿っていないと考えているのでしょうか。

6 点目です。令和 5 年度は 3 回、令和 6 年度は 6 回、計 9 回にわたり学識者や町民等で構成された検討委員会での検討を審議、また、町の将来を展望し、中学生や高校生などが参加して昨年 8 月に 2 回行った町民ワークショップは、無駄だったと考えているのでしょうか。

7 番目ですけれども、補助金を活用し用地買収をすることで、借地契約の解消と財政負担の軽減が図られるが、どのように考えているのでしょうか。

8 点目に、学識、町民等で構成された検討委員会から、当該建設予定地で整備を進めることを望むとの意見書が教育長に提出されているが、このことについてどう考えるのでしょうか。

以上、質問を終わります。〔小坂議員着席〕

○議長（長根岩夫君） この際、答弁者は、修正案提出者となります。

少し時間をおいてでも結構ですので、答弁内容を精査してください。

答弁は、壇上にてお願いいたします。

○8番（小松雅彦君） 3番目の質問を教えてください。

○議長（長根岩夫君） 発言を許します。議長を通してください。

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、5番、小坂正年君。〔小坂議員起立〕

○5番（小坂正年君） はい。3番目は、仮に、同報奨金を残した理由が、引き続き、複合施設の総合整備を検討することを望んでのことだとした場合、何を検討することを望むのかを教えてください。〔小坂議員着席〕

○12番（百目木和俊君） はい、議長

○議長（長根岩夫君） はい、12番、百目木和俊君。

○12番（百目木和俊君） 休憩をお願いします。

○議長（長根岩夫君） 結構です。

拍手はやめてください。

ただいまは動議ということで休憩といたします。暫時の休憩ですので、後ほどまた別会場において連絡いたしますので、一度、ご退場をお願いいたします。

（休憩 午後1時49分）

（再開 午後2時45分）

○議長（長根岩夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁の方をできましたら、お願いをいたします。

○8番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、8 番、小松雅彦君。

○8 番（小松雅彦君） はい、8 番、小松雅彦です。〔小松議員登壇〕

8 番、小松雅彦です。

質問をたくさんいただきましたけれど、質問の主なる 2 つについてお答えさせていただきます。

まず 1 点。検討委員会、あとワークショップが無駄になるのではないのですかっていうご質問だと思うんですが、私は無駄ではないと思います。複合施設自体を反対してるのではなくて、複合施設をもう少し全体的に色んな角度から調べて作ってはどうかかっていうことを発言させていただいてるので、全く無駄にならないと思います。将来的に考えると、非常に役に立つことではないのかなぁと考えてます。

それから、借地料の補助金の対象ということで、補助金になるので、土地が安く購入できるのではないかということですが、新しい違う場所にあっても補助の対象になるのではないんでしょうか。かえって旧給食センターとか資料館の痛みが激しいものですから、かえってそれをいつまでも放置しておくわけにはいけないと思うんですよ。

そういうことを考えると、候補地の補助金のことだけを考えるより、もう少し広い意味で検討された方が良いと思います。

以上です。〔小松議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） 再質問はないものとして、進めさせていただきますが、いかがですか。（異議なしの声あり）

それでは、これより原案及び修正案について、一括討論に入りますが、先に修正案について行います。

討論はありませんか。（修正案の討論を求める声あり）

○議長（長根岩夫君） 修正案についての討論を認めます。

○6 番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、6 番、下沢育男君。

○6 番（下沢育男君） はい、6 番、下沢育男です。〔下沢議員登壇〕

6 番、下沢育男です。

社会教育複合施設整備基本設計委託料についての先ほどからの協議でしたけども、私の方からは、反対の立場から討論させていただきます。これまで社会教育複合施設の整備については、町から我々議会と共通理解を図るため、令和 6 年 3 月、9 月、10 月、12 月の計 4 回にわたり説明がありました。

また、先般 2 月 28 日においても、パブリックコメントで町民等から提出された意見も含めて、基本構想・基本計画（最終案）が説明されましたが、町が最終的な意思決定を行う前に、我々議員から意見も伺いたいというところです。

議員の皆様からも、多くのご意見があったものと認識しております。

また、基本設計は基本計画に基づき、具体的な事項について敷地条件や法令等を考慮し、平面図や立面図など建物の間取りや設備に必要な情報を書類としてまとめるものです。

この基本設計を使用し、後年度に予定している工事内容の詳細を決めるため、実施計画に移ることになります。

以上のことから、基本設計なくして実施設計はなく、実施設計なくして工事はありませので、基本設計の遅れは、そのまま当該施設の着工と開館に遅れが生じることを意味します。

これまでの、本町になかった図書館の整備に加え、長寿命化が不可能な民俗資料収集館の老朽化対策として、できる限り早期に当該施設を整備し、多くの町民に利用してもらうことが望ましいと考えます。

基本構想に示された建設予定地については、社会教育複合施設整備検討委員会において、町有地である旧役場跡地等、役場等ですけども、アクセスの良さ、駐車場周辺施設との相互関係、施設設置状況及び法規制等について比較検討されています。

建設予定地については、平坦な土地のため造成工事が必要ないこと、コミュニティバスの発着場が近くにあること、役場に隣接することで役場駐車場と共有でき、かつ、維持管理が効率的に行えること、近くに商業施設があり、町民の利便性が高まること、国道に歩道が整備されており、子どもや高齢者、車椅子の方など往来も安全であること、などがメリットとして挙げられます。

また、建設予定地は、現在借地となっており、敷地借地料として年間約 240 万円が支出されていますが、当該施設整備にかかる補助金を利用し、用地買収することが可能であり、これまで懸案となっていた借地契約解消と町の財政負担の軽減につながるものとなります。

このように、当該建設予定地については、多くのメリットがあり、また学識、町民等で構成された委員会からも、来年度以降も当該建設予定地での整備を望むとの

意見が提出されていることから、町民の居場所づくりとして、当該施設をより良いものとして、使用いただけたと思います。

複合施設の規模については、より大きく、より多機能にということも考え方の一つではありますが、公共施設等総合管理計画に基づき、現存する施設については、適正な維持管理や長寿命化を目指すとともに、これまでの本町になかった図書館についてはその整備とし、長寿命化不可能な民俗資料収集館については、その老朽化対策として、できる限り早急に当該施設を整備することが望ましいと考えます。

また、基本計画に示されています当該施設の規模については、町の将来人口の推移と財政状況を勘案してのことと伺っております。

このように、町の将来人口を見据え、町の財産規模に見合った施設として、今後も施設規模及び事業費を精査しながら、当該施設をより良いものとなるよう進めさせていただくことを期待し、私の反対の討論といたします。

ありがとうございました。〔下沢議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論はございませんか。（討論なしの声あり）

討論がないようであります。

これをもって、修正案についての討論を終了いたします。

それでは、これより原案についての討論を行います。

原案については討論ございますか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

〔大下議員登壇〕

7 番、大下修です。よろしくお願いします。

議案第 20 号 令和 7 年度階上町一般会計予算に反対討論を行います。

令和 7 年度階上町一般会計予算は、過去にない 67 億 1 千万円の予算額です。石鉢小学校改修事業は、2 か年で総額 12 億 2 千万円です。同じく、教育費の社会教育複合施設事業費は約 22 億円で、合計 34 億の事業費です。

この 2 つの事業を進めるかどうかの判断が、令和 7 年度階上町一般会計予算に求められています。当町の財源財政を考慮したときに、慎重に対応を判断する必要があります。

1 週間前の資料配布と質疑で 34 億円の使い道を判断するのは、容易でなく、時期尚早であり、困難です。もっと謙虚で丁寧な説明と十分な質疑時間と幅広い知見、調査が必要です。

よって、今回の令和 7 年度階上町一般会計予算に反対します。

なお、予算は町民の血税の使い道であります。大切に公平公正で効果的な無駄のない適切な予算を組むことを希望します。

以上で、反対討論を終わります。

ありがとうございました。〔大下議員降壇〕

○議長（長根岩夫君） ほかに討論はございませんか。

○3 番（中島孝一君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、3 番、中島孝一君。〔中島議員登壇〕

○3 番（中島孝一君） はい。〔中島議員登壇〕

3 番、中島孝一です。

今、大下議員が発言された意見は、原案予算全体の反対意見だったように聞こえました。今回、修正動議は社会教育複合施設整備に係る修正動議と聞いております。考えております。

私は、図書館を利用することが割合多い方だと思います。高校時代に主に八戸市の図書館を利用していました。社会人になっても同様に、南郷村市野沢に図書館ができてからは、そちらをよく利用させてもらっていました。もちろん階上町に図書館がなかったからです。

何十年も前から図書館の話は出ていたと思うのですが、一向に建設の話はなくて、きっと、一生階上町の図書館にお世話になることはないと思っていました。ここに来て本計画をお聞きし、喜んでいたところです。

青森県には 30 の町村がありますが、現時点で公立図書館を持たない町村は 16 町村です。その中では階上町が一番大きな町、最多人口の町です。また、八戸市を中心としたスクラム 8 の 8 市町村の中で、公立図書館を持たない町村は階上町を含む 3 か所だけです。他の町が持っているからというわけではありませんが、町として図書館は重要な都市施設です。

また、民俗資料収集館は、建設から 58 年を経過した木造の建物です。文化財の保管場所としては既に限界です。

今回の計画は、町に必要な図書館と文化財の保管展示場所としての役目を持った教育複合施設の整備を進めるということです。

少子高齢化の中、階上町も人口が減少しています。令和2年3月の階上町人口ビジョンによると、2025年現在の人口約1万2,500人が、20年後の2045年には8,970人、40年後の2065年には5,250人になると予想されます。

つまり、現在が最も人口が多く、利用をする対象人口は今は最大です。せっかく立派な施設を整備しても、施設の建設を先延ばしにすればするほど、利用者は減ります。計画どおりに進めても開館は5年後です。今利用したいと思っている町民は5年間、延ばせば更にその先まで施設を利用できないのです。できるだけ多くの町民に利用してもらうための施設です。なぜ先延ばしにしなければならないのでしょうか。

パブリックコメントでは、投稿者は、町民が本当に望み、必要と思われる施設を洗い出し、リストアップして、規模等を総合的に計画を作る。階上町の将来、未来を創造するランドデザインが必要等々と書いてあり、そして最終ページには、防災避難所を兼ね備えた基幹公園や町民の皆様が色々と使い勝手の良いスペースや会議室を備えた文化ホールや文教施設などが必要と考えられるとしています。

ご指摘のとおりだと思います。町民が望んでる施設の一つに図書館も入っていると思います。

また、防災避難所を兼ね備えた公園について、東京や大阪のような大都市に必要な火災等から避難する広場としての公園、これを防災公園と言いますが、自然豊かな我が町で、現在町内にある5つの公園で替えられると思います。

洗い出される必要な施設とは、ご提案の使い勝手の良い文化ホールや文教教室でしょうか。例えば、隣町にあるような立派な階段状の大きなホールでしょうか。あの施設は、今回の予定地では狭くて無理です。

また、町に使用中のハートフルプラザがありますので、今後の更新時期をにらんで、用地選定から総合的に計画することができると考えられます。

また、例えば運動公園については、用地を今回計画の都市機能誘導区域内に求めることは困難で、別途に規模や用地の選定を進める必要があるでしょう。

いずれも我が町に相応な施設であるか十分な検討の上で、進む必要があると考えます。具体的に考えてみると、当面必要な社会教育複合施設の計画を進めながらも、支障なくランドデザインを検討することは可能ではないでしょうか。

また、今回の計画についてみると、用地は借地であり、毎年借地料を支払っている現状にありますが、この計画により、国の補助金を受けて用地を購入することができること、建設費はもちろん、既存施設の解体費用についても補助対象であることなど、有利な状況にあるのです。

更に、候補地であった 2 つの用地の比較では、計画用地が共用できる大きな駐車場の利点、国道や主要町道など便利かつ安全である利点、コミュニティバスのターミナルであるとの利点があり、選定される十分な理由があると考えます。

できるだけ速やかに進めていただき、一刻も早く待っている町民の皆様に利用していただきたく、賛成意見を述べさせていただきました。

原案の予算案に賛成です。〔中島議員降壇〕

○7 番（大下修君） 動議。

○8 番（小松雅彦君） 賛成。

○議長（長根岩夫君） ただいま、動議が提出されました。

1 名の賛同者がありますので、ただいまから休憩を行います。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修） ただいまの討論。

○議長（長根岩夫君） 動議はこの場ではなくて。〔大下議員着席〕

さっき出ましたので休会をいたします。議員は退場願います。

（休憩 午後 3 時 08 分）

（再開 午後 3 時 45 分）

○議長（長根岩夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの討論ございましたが、その内容について見直しの必要があることが確認された場合、後刻において取消しの措置といたしますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより、議案第 20 号 令和 7 年度階上町一般会計予算についての件を採決いたします。

あらかじめ申し上げます。

採決は、小松雅彦君ほか 1 名から提出された修正案、次に原案の順に、起立により採決いたします。

まず、本案に対する小松雅彦君ほか 1 名から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に、賛成の諸君の起立を求めます。

着席ください。

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第 20 号 令和 7 年度階上町一般会計予算は、原案のとおり、可決されました。

◎議案第 21 号、23 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第 2、議案第 21 号 令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件及び日程第 3、議案第 23 号 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 21 号 令和 7 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件及び議案第 23 号 令和 7 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 4、議案第 22 号 令和 7 年度階上町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 22 号 令和 7 年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 5、議案第 24 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。〔大下議員起立〕

○7 番（大下修君） はい、7 番、大下修です。よろしくお願いします。

令和 7 年度階上町下水道事業会計予算に関する説明書をお願いします。

経営状況を的確に把握するために、企業会計に移行して 1 年が経過しようとしています。

5 ページに、7 年度のキャッシュ・フローがあります。11 ページに 7 年度の貸借対照表があります。15 ページに令和 6 年度の損益計算書があります。この企業会計から見えてくる経営状況を伺います。

次に、公共下水道事業も漁業集落排水事業も受益者負担が原則です。

2 月 20 日に下水道審議会が開かれて、階上町下水道事業経営戦略が承認されたようです。この審議会では企業会計から見えてくる経営状況を説明され、理解をいただけたのでしょうか。審議会の議論の内容も含めて伺います。

次に、令和 7 年度当初予算主要施策説明書をお願いします。

74 ページをお願いします。上段の公共下水道全体計画及び事業計画変更業務委託料 2,500 万円について伺います。

事業の内容として、平成 21 年度に供用開始した現認可区域の整備完了を目指す。また、ストックマネジメント点検等を実施のため、事業期間を延長し、持続可能な下水道事業運営に向けて全体計画及び事業計画を変更するとあります。

人口減少、加入率減少と施設の老朽化が進み、借金の累計が両事業合わせて 21 億円、料金収入は合わせても 4 千万程度です。事業費の 3 分の 1 程度です。ほとんどが町民全体の会計、一般会計から 2 億数千万円の補助金です。受益者負担の原則とマッチしていません。

ほかの町民サービスに影響し、この事業により階上町には公共施設が少ない要因の一つと言っても過言ではありません。

加入率の減少と施設の老朽化、経年劣化による損傷が今後も多発してまいります。経費が嵩むことは明らかです。値上げすることで多少の収益が向上するかもしれませんが、加入者が減少するリスクもあります。本当に厳しい経営状況だと思います。

そういった中で、持続可能な下水道運営をうたっていますが、持続可能な下水道運営とは、どういう運営のことを示すのか具体的に説明をお願いします。

次に、認可区域 40%の完了年が令和 8 年度と伺いました。公共下水道全体計画及び事業計画変更業務委託料を行うことは、次の認可に向けた計画であると思われます。

下水道審議会は、認可区域 40%完了後は新たに認可区域を承認してもらうように、国に働きかけて進めることを了承したとの理解でよろしいでしょうか。立ち止まって精査することなく、推進を後押ししたとの理解でよろしいのでしょうか。審議会の結論は重いものがあります。審議会の結論を再度確認します。

今後、審議会の審議内容と結論の情報公開をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。伺います。

質問は以上でございます。〔大下議員着席〕

○建設課長（小笠原博文君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、建設課長、小笠原博文君。

○建設課長（小笠原博文君） はい。〔建設課長起立〕

それでは、大下議員のご質問にお答えします。

まず、1 点目の財務諸表から経営状況がどうなっているのかという件についてお答えいたします。

まず、財務諸表のうち貸借対照表では、下水道事業会計に係る資産、負債など状況が分かります。6 年度末の予定では、固定資産合計は 46 億 9,964 万円、現金預金などの流動資産合計は 1 億 6,822 万円、資産合計で 48 億 6,787 万円となっております。

企業債などの固定負債は 19 億 4,868 万円、流動負債は 1 億 2,989 万円、長期前受金などの繰延収益は 25 億 2,802 万円で、負債合計は 46 億 660 万円となっております。

それから損益計算書では、収益と費用が分かるもので、下水道使用料で費用を賄えているのかどうかということが分かります。使用料などの営業収益は 3,931 万円、営業費用は 2 億 5,631 万円で、2 億 1,700 万円の営業損失となっております。

これを賄うために、町からの補助金、他会計補助金として、2 億 3,672 万円が繰入れられており、町補助金に依存した経営状況となっております。

続きまして、2 点目の審議会での議論の内容についてお答えいたします。

審議会の方では、意見としまして、人口減少により使用料収入が減少し、物価高騰により経費が増大していることから、使用料については上げてはほしくはないが、独立採算の原則からも使用料の改定はやむを得ないというご意見。

それから実質使用料、有収水量のうち、使用量がどのくらいのものになっているかという実質使用料につきましては、1 m³当たり 170 円に対し、有収水量のうち、污水处理費がどのくらい掛かっているかという污水处理原価については、先ほどの 170 円に対して 1 m³当たり 496 円と経費が掛かりすぎているというご意見。それから本来、使用料収入で賄う経費を、受益者以外の税金が投入されているというご意見。それから、合併浄化槽の問題点として、本町の土質の方が粘土質で、浸透枳が浸透せず、溢れたり、掘り直している方がいるといったご意見もございました。

それから 3 点目になりますけれども、全体事業計画及び事業計画変更業務の委託についてですけれども、こちらは現認可区域の管渠整備期間が令和 7 年度までの計

画となっており、また、今後必要となります下水道施設の点検やストックマネジメント計画の策定を実施するため、下水道事業計画の変更を行うための委託として予定しているものになります。

それから、持続可能な運営とはどのような運営かということですが、こちらについては、経営戦略の中で経費回収率というものを目標に掲げております。維持管理費など本来使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているかという指標として経費回収率というものがございます。

経費回収率につきましては、独立採算制でございますので、100%以上であるべきとされているところではございますが、令和4年度現状では、公共下水道が35%、漁業集落排水につきましては25.8%。こういう状況になっております。

大蛇漁業集落排水事業に関しては、人口減少が進むことによって、25.8%あるところが20%、何もしなければ進んでしまうというところで、目標としましては、10年後の16年度の将来予測については現状維持ということで目標として掲げております。

持続可能な運営とはどういうことかというところでは、目標としましては、現状維持を目標としてございます。

それから、下水道区域の方ですね、広げることを国の方が了承をしているのかというところの話でございますけれども、現在のところ整備計画をしているところは認可区域の整備の完了を目指しているところで、令和8年度までに完了をさせるということで計画しております。

下水道施設のこれからの事業計画としましては、今の整備計画のほかにストックマネジメント計画、こちらを予定しておりまして、今現在施設の方も老朽化が見え始めてきているというところで、これから施設の点検、管渠の点検、それから処理場の点検といったものをこれからしていきながら、老朽化対策をしていきたいということで、今、全体計画、事業認可の計画の方ですね、変更を来年度委託で実施していきたいということで考えております。

それから、6点目の審議会の結論につきましては、答申としまして下水道経営戦略の改定については、より経費削減をしていくことと収入の増を目指し、安定的な経営となるよう努めていただきたいという結論になってございます。

それから最後の情報公開につきましては、審議会の内容を、このあとホームページの方で情報公開をする予定として考えております。

以上でございます。〔建設課長着席〕

〇7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、7 番、大下修君。

○7 番（大下修君） はい。〔大下議員起立〕

7 番、大下修です。ありがとうございます。

下水道事業には、ずっと前から関心を持って、また全国の下水道事業を、また青森県等の下水道事業を色々調べてまいりました。

そういった中で、確かちょっと古いデータなんで、現在はちょっと分かりませんが、県内 8 市町村が下水道事業をやっておりません。そして先日むつ市も、先日じゃないな、知事になる前に方針を出してむつ市もやめました。

やはり進捗率が遅れているところは、全国的にほとんどやめて合併浄化槽に、特に野辺地は 0 なんで、皆さん合併浄化槽というふうな形でやっております。

当町も工事開始から含めると 20 年以上前から進めております。そして、まだ 40% の進捗率。耳ケ吠に来るまでは、あと 30 年 40 年は掛かるのかなぁと思っております。

10 億ずつ一般会計からやれば、もっと早いかもしれませんが、今の 2 億 5 千万、数千万が限度ではないのかなぁと思います。

そして持続可能ということは、現状維持が、ということをおっしゃられました。ということは、受益者の方々からいただいているお金は 35%、25%しかありませんよということで、一般会計からということです。

大変皆さん、もうほとんど新しい人達は、トイレは浄化槽でなきゃ、水洗でなきゃ駄目だっていう人が多くて、もう下水道くるのが待ってられなくて合併浄化槽で進めています。そうするとますます加入率は上がりません。それで人口減少です。そして老朽化です。

今回の予算の中にも、茨島の、いくらだったかな。経費、老朽化、経年劣化のやつを計上しています。去年だか一昨年もポンプが壊れたということでやっています。漁集の方も専門用語でバスクリンって我々は呼んでるんですけども、固形物を除去する機械も壊れました。そういったものがどんどんどんどん壊れてきます。特に漁集の方は減り方が激しいです。そうすると、あの配管などをどうするか。多分撤去していかなきゃならないと思います。掛かるお金は莫大だと思っています。

審議会の方で、このまま続けていくのが良いのか悪いのか、どうなのかっていうのを是非議論していただきたいと思います。

漁集は勾配でやっていますけども、公共はポンプで送っていますんで、ということは余計、故障の確率が高くなるわけですよ。そういった下水道の事情がありますんで、国の方も補助金を減らしてきております。自己負担が、当町の負担の方が増えていきます。

2 億 5 千万というお金はごみの回収、外灯の町内会負担、私はそっちの方に回すべきだ、これは個人的な考えなんで、そういった町民サービスに回すお金がないんですよ、と思っています。

その辺は審議会の方でも、一般会計からの負担をこのままずっと続けていくのか。シミュレーション上は良いですよ。値上げして収入が増えます。でも、値上げしたら加入率はどうなのかなあと思います。

その辺を是非議論していただいて、結論を出していただきたいと思います。

そして、情報公開に関しては前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

以上で質問を、質問ではございません、お願いをして質問を終わります。

以上です。〔大下議員着席〕

○議長（長根岩夫君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 24 号 令和 7 年度階上町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 6、議案第 1 号 階上町議会基本条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 1 号 階上町議会基本条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会案第 2 号議題、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 7、議会案第 2 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 2 号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議会案第 2 号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（長根岩夫君） 日程第 8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（長根岩夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。〔町長登壇〕

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る 2 月 28 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位にはご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました議案の執行に当たりましては、万全を期してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後も全ての町民が生きがいを持てる活力あるまちづくりを目指し、積極的に様々な課題に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。〔町長降壇〕

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和 7 年第 2 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（散会 午後 4 時 22 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員